

**平成29年度において豊かな環境の保全
及び創造に関して講じようとする施策**

平成 29 年 2 月

大 阪 府

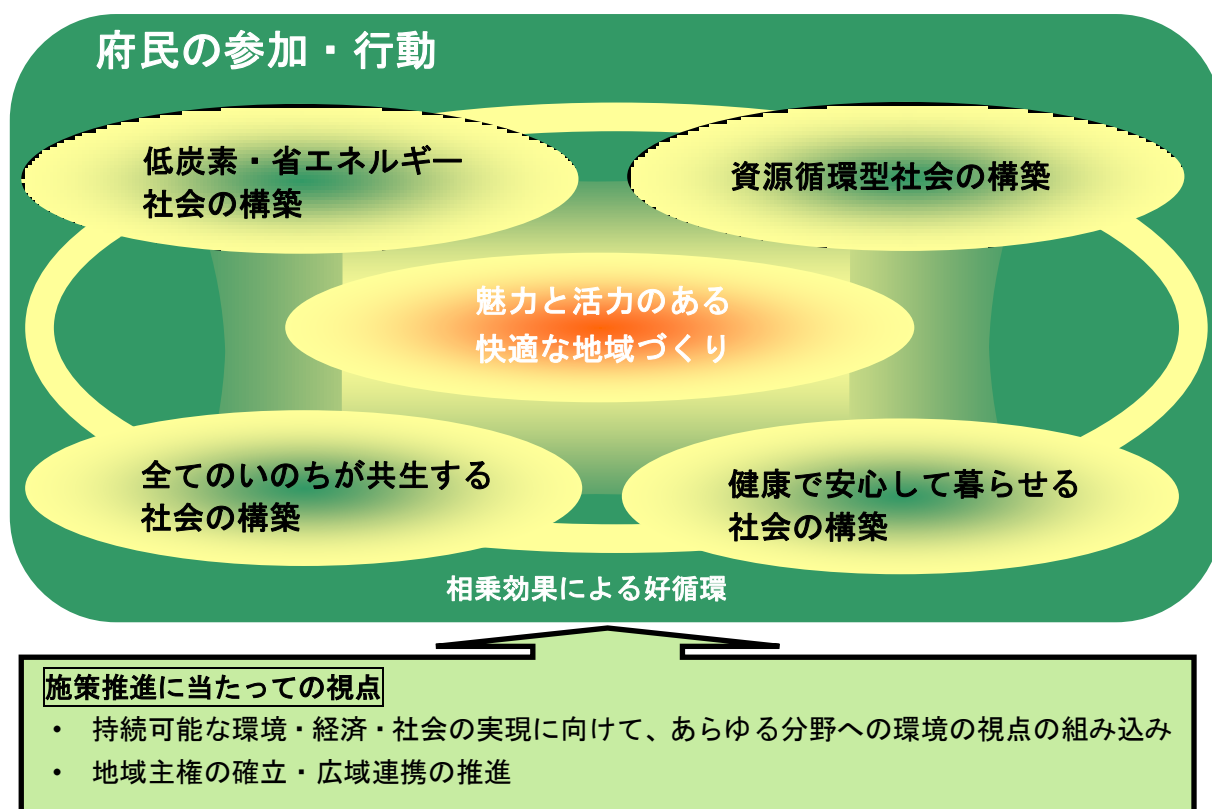
目 次

はじめに	1
I 府民の参加・行動	3
II-1 低炭素・省エネルギー社会の構築	7
II-2 資源循環型社会の構築	13
II-3 全てのいのちが共生する社会の構築	18
II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築（1） ～ 良好な大気環境を確保するために ～	22
II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築（2） ～ 良好な水環境を確保するために ～	27
II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築（3） ～ 化学物質のリスク管理を推進するために ～	32
III 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進	36
IV 施策推進にあたっての視点	42
V その他（共通的事項）	45

はじめに

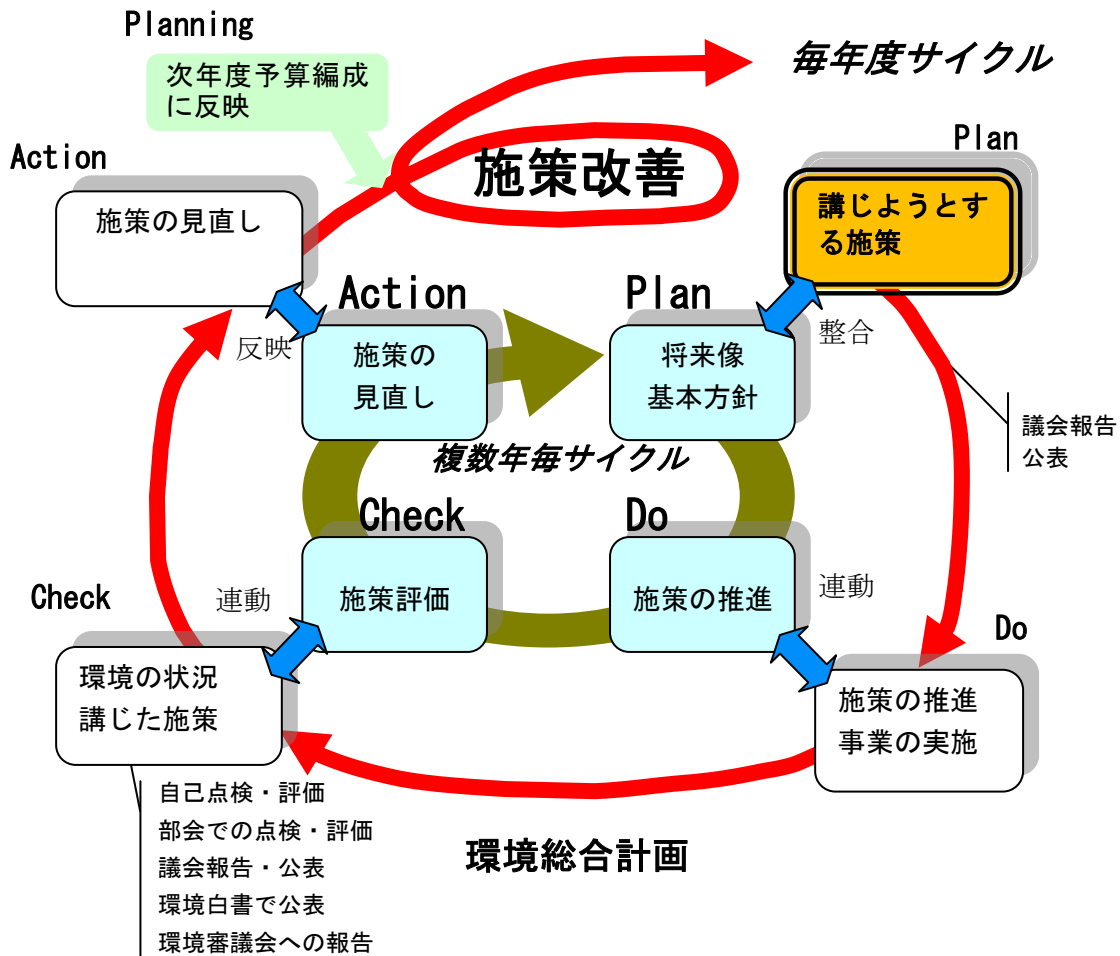
大阪府では、豊かな環境の保全と創造に向けて、「大阪府環境基本条例」を基本とする各種の条例・規則等を制定し、関係法令と併せて適正に運用するとともに、2011(平成23)年3月には「大阪21世紀の新環境総合計画 ～府民がつくる暮らしやすい、環境・エネルギー先進都市～」(以下「環境総合計画」という。)を策定しました。

環境総合計画では、持続可能な環境・経済・社会の実現や地域主権・広域連携といった視点に配慮しながら、「府民の参加・行動」のもと、「低炭素・省エネルギー社会」、「資源循環型社会」、「全てのいのちが共生する社会」、「健康で安心して暮らせる社会」を構築し、「魅力と活力ある快適な地域づくり」を推進することとしています。



計画に定める各分野の関連についての概念図

また、環境総合計画では、毎年度のPDCA (Plan-Do-Check-Action) サイクルにより施策・事業の点検・評価を行うとともに、複数年毎(3～4年)のPDCAサイクルにより計画に掲げた施策の方向や主な施策等の実施効果の検証を行い、急速な社会経済情勢の変化に柔軟に対応するとともに、施策のより効率的、効果的な実施を図ることとしています。



環境施策の進行管理に関する PDCA サイクルの概念図

本報告は、大阪府環境基本条例第9条第2項の規定により、豊かな環境の保全及び創造に関して本府が講じようとする施策をとりまとめたもので、毎年度の PDCA サイクルの「Plan」に該当します。

また、本報告では、環境総合計画に掲げる 2020(平成 32)年度の目標やその目標に対する現状及び施策の方向を示すとともに、2017(平成 29)年度の主な施策・事業と取組みを記載しています。

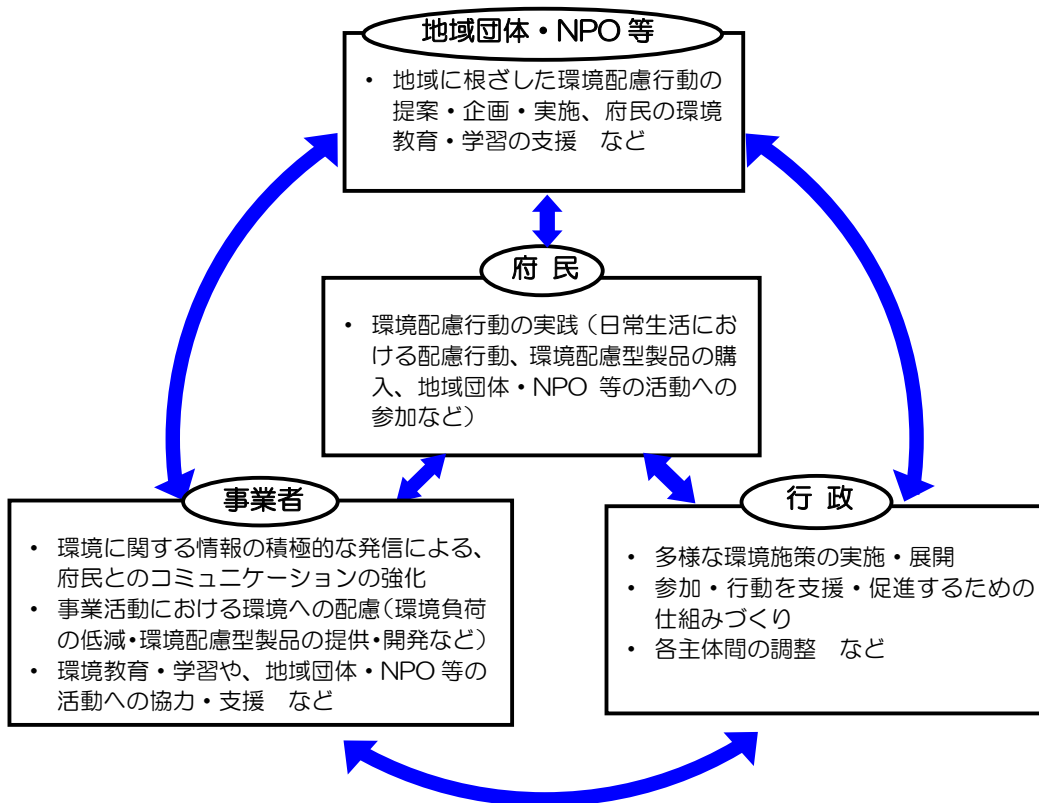
I 府民の参加・行動

～ あらゆる主体の参加・行動を促す大阪府の施策の方向～

かけがえのない地球を守り、私たちの生命を育てている健全で恵み豊かな環境を保全しながら将来に引き継ぐためには、社会を構成するあらゆる主体の参加と行動が必要です。

《あらゆる主体が参加・行動する社会のイメージ》

- 府民、地域団体・NPO、事業者、行政等の各主体が積極的に参加し、自ら行動する社会
- 各主体が相互に連携して行動することにより、相乗的な効果が発揮されている社会



●施策の方向

あらゆる主体が日常的に環境配慮行動に取り組む社会の実現を目指し、環境問題への気付きと環境配慮行動の拡大に向けた取組みを進めます。

- 効果的な情報発信
- 環境教育・学習の推進
- 行動を支援する仕組みの充実

2017年度の主な施策・事業と取組指標

効果的な情報発信

■環境情報の発信

[- 千円]

(目的)

ホームページやメールマガジンを通して、環境イベントや環境モニタリング情報等を発信し、府民・事業者・民間団体等の環境保全活動を促進すること。

(内容)

大阪の環境に関する情報のポータルサイトとして、「おおさかの環境ホームページ エコギャラリー」を開設しています。また、環境イベント情報をお知らせするため、「大阪府環境イベント情報配信サービス」を配信しています。

最近の大阪の環境に関するイベント情報、水質・大気等の環境モニタリング結果、環境審議会の審議内容、過去の環境白書、条例・計画の情報等、幅広い環境情報について積極的に発信することにより、府民・事業者・民間団体等の環境保全活動の促進を図ります。



おおさかの環境ホームページ
エコギャラリーのトップページイメージ

〈2017年度の取組指標〉

- ・メールマガジン「大阪府環境イベント情報配信サービス」配信件数 12件
- 【参考】2015年度実績
- ・エコギャラリー年間アクセス件数（主なページ） 16万件

【環境農林水産総務課 06-6210-9543】

環境教育・学習の推進

■環境教育等の推進

[- 千円]

(目的)

府民・事業者等のあらゆる主体が、様々な環境問題を理解し、環境配慮に対する意識の向上を図ること。

(内容)

学校、企業等への各種出前講座や各種施設見学会等を実施するなど、「環境教育等行動計画」に基づき、環境学習と環境保全活動を推進します。



小学校での環境教育

〈2017年度の取組指標〉

- ・各種出前講座等の実施

【エネルギー政策課 06-6210-9549】

■ 幼児環境教育指導者プログラム強化事業【新規】

[4,500 千円]

(目的)

環境教育教材の充実・強化を図り、人間形成の基礎が培われる重要な時期である幼児期における環境教育を推進すること。

(内容)

視聴用の幼児環境教育教材を制作し、府内の幼稚園や保育所等に提供するとともに、府内4地域で幼稚園や保育所等の職員を対象に、本教材の活用方法に関する実用研修会を行います。



視聴用教材を活用した
幼稚園・保育所等での環境教育

<2017 年度の取組指標>

- ・教材実用研修会の開催（府内 4 箇所）

【エネルギー政策課 06-6210-9549】

行動を支援する仕組みの充実

■ 環境交流パートナーシップ事業

[2,500 千円]

(目的)

環境 NPO 等の活動の活発化や新たな活動の展開に向け、交流機会の創出を図ること。

(内容)

環境 NPO、企業、学校関係者、ボランティア等の幅広い主体が参加するセミナーや人材育成講座などを実施します。また、環境 NPO 等の登録や SNS による団体活動等の情報発信を行うとともに、登録団体等の交流会を開催します。



交流会の開催

<2017 年度の取組指標>

- ・交流セミナー・講座等の実施（4回）

【エネルギー政策課 06-6210-9549】

■ 地域環境活動を広げる府民共同発電補助事業

[2,000 千円]

(目的)

NPO 等による、公益的施設（学校、保育所等）への共同発電の仕組みによる太陽光パネルの設置を支援し、団体の活動拡大を図ること。

(内容)

府民等からの寄付を募り、学校や保育所等の公益的施設に太陽光パネルを設置する共同発電の仕組みを活用して、その施設と連携した環境教育活動等を実施する NPO 等に対し、設置費用の補助を行います。



<2017 年度の取組指標>

- ・公益的施設への太陽光パネル設置 2件

【エネルギー政策課 06-6210-9549】

■笑働 O S A K A の推進

[857 千円]

(目的)

府民・企業・行政等、多様な主体の強みを活かした連携・協働による笑顔あふれる大阪を実現すること。

(内容)

笑働リサイクルプロジェクト[※]など企業活動の中で得られた収入の一部を活動支援金として府に寄付を受ける仕組みを確立し、地域で活動されている様々な協働事業の情報発信などに活用する予定。

〔[※]）笑働リサイクルプロジェクト：企業や個人から提供いただいた古紙のリサイクルで企業が得た収入の一部が地域に還元される、地域支援も兼ねた新たな企業協働〕



笑働 OSAKA
ロゴマーク

<2017 年度 of 取組指標>

- ・笑働リサイクルプロジェクトにおいて、地域活動に取組む学生等による「クリーンサポーター」の古紙回収。

(2017 年度の目標古紙回収量：約 100 t)

【事業管理室 06-6944-9269】

■クラウドファンディングを活用した環境取組の推進

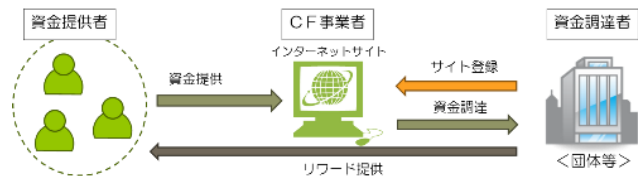
[- 千円]

(目的)

「クラウドファンディング (CF) [※]」を通じてより多くの府民・NPO 等団体が環境分野の課題解決に寄与する取組に参加できる社会を目指すこと。

(内容)

環境活動や普及啓発イベントの実施に取組む企業・NPO 等が CF による資金調達と活動 PR を行っていくことが出来るよう、CF プラットフォームを運営する事業者との環境分野でのクラウドファンディング普及に関する連携協定のもと、その活用を促進するとともに、府民が資金提供者として環境への取組みに参加できるよう普及啓発を行う。



クラウドファンディング活用スキーム

※ 「クラウドファンディング」

ある「志」を持った人や団体に対する資金を、ネットを通じて多数の支援者から収集しプロジェクトを実現する手法。

<2017 年度 of 取組指標>

- ・相談件数：3件

【環境農林水産総務課 06-6210-9543】

[]内の数字は 2017 (平成 29) 年度当初予算額

II-1 低炭素・省エネルギー社会の構築

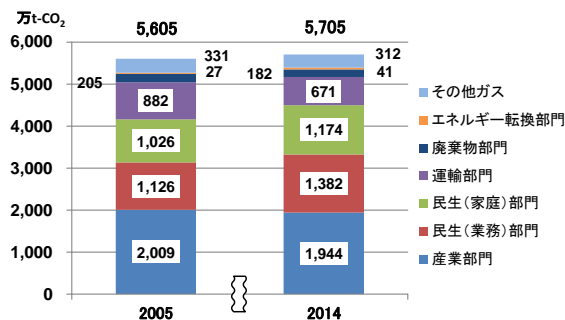
《2020年度の目標》

温室効果ガス排出量※を2005年度比で7%削減する。

※電気の排出係数は関西電力(株)の2012年度の値(0.514kg-CO₂/kWh)を用いて設定

《目標に対する現状》

■府内における2014年度の温室効果ガス排出量は約57百万トンであり、2005(平成17)年度と比べ約1.8%増加となっています。



大阪府域における温室効果ガス排出量の推移

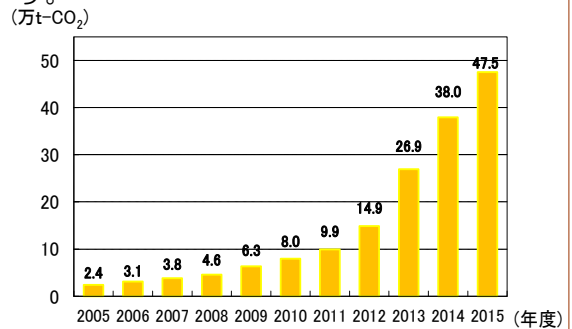
注) 排出量は、各年度の関西電力(株)の電気の排出係数※を用いて算定。
※電気の排出係数とは、電力会社が排出する二酸化炭素排出量を販売電力量で割った値

■府内の2015年度のエコカー(注)保有台数は約97万台(約28%)であり、2009年度と比べ約79万台(約23ポイント)増加しました。

※2009年12月：大阪エコカー普及戦略策定

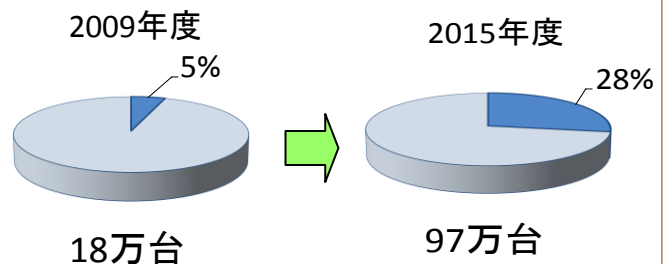
エコカーとは、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車、水素エンジン自動車、燃料電池自動車に加えて超低燃費車(2010年度燃費基準+25%達成車または2015年度燃費基準達成車)です。

■府内の2015年度の太陽光発電の導入によるCO₂削減量は約47.5万トンです。



注) 2012年度の関西電力の電気の排出係数を用いて算定

太陽光発電の導入によるCO₂削減量



自動車保有台数(二輪車を除く): 約350万台

エコカーの普及台数

● 施策の方向

あらゆる要素に「低炭素」の観点を組み入れて、低炭素化に向けた効果的な取組みを促進し、低炭素・省エネルギー社会の構築を目指します。

- 家庭、産業・業務、運輸・交通の低炭素化に向けた取組みの推進
- 再生可能エネルギー等の普及
- 森林整備によるCO₂吸収の促進
- 地球温暖化に対する適応策、ヒートアイランド対策の推進

2017年度の主な施策・事業と取組指標

低炭素化の推進（家庭）

■省エネ行動の普及啓発事業

[1,177 千円]

（目的）

府民一人ひとりの省エネ行動の実践を促進すること。

（内容）

ホームページ『省エネ生活のすすめ』による積極的な情報発信に加え、イベントやセミナー等さまざまな機会を通じた啓発活動を実施します。また、大阪府地球温暖化防止活動推進センターと連携し、地球温暖化防止活動推進員の活動支援や「家庭エコ診断」の普及促進に取り組むなど、広く府民に省エネ行動を働きかけていきます。



地球温暖化防止活動推進員
委嘱式の様子

〈2017年度取組指標〉

- ・ イベント活動回数 20回
- ・ 地球温暖化防止活動推進員に対する研修会 4回

【エネルギー政策課 06-6210-9549】

低炭素化・温室効果ガス排出削減の推進（産業・業務）

■「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づく指導

[260 千円]

（目的）

エネルギーを多く使用する事業者（特定事業者）の温室効果ガスの排出や人工排熱の抑制等を行うこと。

（内容）

「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づき、エネルギーを多く使用する事業者（特定事業者：約900事業者）に対し、温室効果ガスの排出や人工排熱の抑制等についての対策計画書及び実績報告書の届出を義務付けるとともに、2016年度から導入した、対策と削減状況を総合的に評価する「評価制度」を運用し、必要な指導・助言を行います。また、他の模範となる特に優れた取組みを行った事業者を「おおさかストップ温暖化賞」として表彰します。



特定事業者への立入調査

〈2017年度取組指標〉

- ・ 特定事業者の温室効果ガス排出量を2016年度比1%削減
- ・ 特定事業者への立入等現地での調査件数 50件

【エネルギー政策課 06-6210-9553】

低炭素化の推進（住宅・建築物）

■建築物の環境配慮制度の推進

[2,096千円]

（目的）

建築主等による建築物の環境配慮に関する取組の促進を図ること。

（内容）

「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づき、特定建築主（延べ面積 2,000㎡以上の特定建築物を新築等しようとする者）に対し、CO₂削減・省エネ対策等の建築物の環境配慮のための措置について自己評価した計画書の届出、再生可能エネルギー利用設備の導入検討、10,000㎡以上の建築物（非住宅）を新築・増改築する場合の省エネ基準への適合を義務付けています。また、特定建築主等に特定建築物の販売等について一定の広告をするときは当該広告に自己評価結果の要旨を記載した標章（大阪府建築物環境性能表示）の表示を義務付けています。

あわせて他の模範となる特に優れた取組みを行った建築物を、「おおさか環境にやさしい建築賞」として表彰しています。

〈2017年度の取組指標〉

- ・CO₂削減・省エネ対策・みどりヒートアイランド対策・再生可能エネルギー利用設備の導入等環境に配慮した建築物の推進
- ・10,000㎡以上の建築物（非住宅）における省エネ基準の適合率100%



大阪府建築物環境性能表示

【建築指導室 06-6210-9725】

■ESCO 事業の推進

[1,324千円]

（目的）

建築物の省エネルギー化、地球温暖化対策、光熱水費の削減を効果的に進めることができるESCO事業を、広汎な府有施設を対象に効果的に展開し、さらに大阪府内の市町村や民間ビルへも普及啓発・促進を図ること。

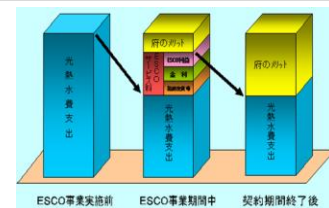
（内容）

「新・大阪府ESCOアクションプラン（2015年2月策定）」に基づき府有施設へのさらなるESCO事業の導入拡大を図ります。ESCO事業の導入に際しては、創エネ提案もしやすいよう工夫するとともに、複数施設の一括事業化や設備更新型ESCOの手法等も活用し、省エネ・新エネ設備の導入を効果的に推進します。

また「大阪府市町村ESCO会議」の開催を通じ府内市町村に対してもESCO事業の導入を広く働きかけます。併せて、建物の省エネ度合いを見える化する「大阪府ビル省エネ度判定制度」を用いて、府内市町村や民間建築物へのESCO事業の普及促進を図ります。

〈2017年度の取組指標〉

- ・府有施設におけるESCO事業の新規公募実施
- ・2016年度事業者選定施設におけるESCO改修工事の実施（高等学校8校、警察署5署、府民センタービル2所、狭山池博物館）
- ・大阪府市町村ESCO会議の開催（年1回程度）



ESCO事業の実施スキーム



ESCO事業の実施効果

【公共建築室 06-6210-9799】

低炭素化の推進（運輸・交通）

■エコカーの普及促進

[- 千円]

（目的）

2020年度までに府内の自動車の2台に1台（約180万台）を排出ガス性能・燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車（エコカー）にすることを目標にエコカー普及を推進し、温室効果ガス及び自動車排出ガスを削減すること。

（内容）

「エコカーのあふれるまち大阪」の実現に向け、「大阪エコカー協働普及サポートネット」において、民間企業、関係団体、国や市町村と協働し、エコカーの率先導入や啓発活動等の取組みを実施することにより、エコカー普及を促進します。

〈2017年度の取組指標〉

- ・エコカー展示会・試乗会の開催
- ・ホームページ・メールマガジンによる情報発信

【参考】 〈2015年度実績〉

エコカー展示会・試乗会 9回
ホームページアクセス数 1.0万回
メールマガジン発行回数 19回
メールマガジン登録数 1,911名



エコカー展示会

【環境管理室 06-6210-9586】

■水素関連ビジネス創出基盤形成事業

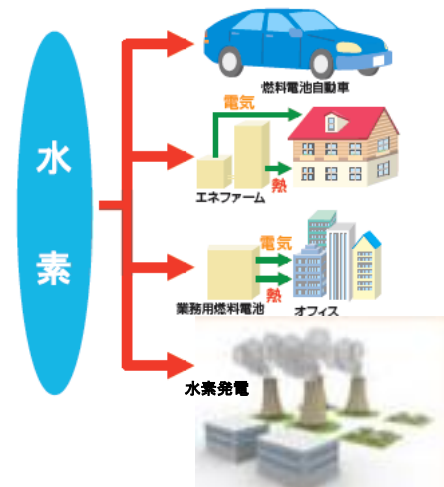
[5,587千円]

（目的）

燃料電池自動車（FCV）や水素ステーション関連に高度な技術を有する企業が存在し、さらに多様な企業集積を誇る「大阪の強み」を活かし、水素関連ビジネスによる大阪産業の成長実現を図るとともに、次世代のクリーンなエネルギーとして注目されている水素エネルギーの普及を図ります。

（内容）

- ・「H₂Osaka ビジョン（2015年度策定）」に沿って、大阪の特色を活かした実証事業の実施等の水素技術の実用化に向けた取組みを推進します。
- ・水素ステーションを活用したFCV及び水素ステーション構成機器の見学会、構成機器のコストダウンにつながる新技術ニーズ説明会を開催し、府内の中小企業等の関連産業への参入促進を図ります。
- ・大阪の水素ショーケース機能の強化のため、先進的な水素プロジェクトを展開する関空エリアでの取組みを支援します。



水素の多様な活用



情報発信拠点を併設した
水素ステーション
（大阪市城東区）

〈2017年度の取組指標〉

- ・H₂Osaka ビジョンの具体化に向けた研究会等の開催 11回
- ・府内中小企業等が参加する見学会等の開催 8回

【新エネルギー産業課 06-6210-9485】

再生可能エネルギー等の普及

■おおさかスマートエネルギーセンターの運営

[5,094千円]

(目的)

「再生可能エネルギーの普及拡大」や「エネルギー消費の抑制」などに取り組み、エネルギーの地産地消による新たなエネルギー社会の構築を目指すこと。

(内容)

大阪のエネルギー政策の推進拠点である「おおさかスマートエネルギーセンター」において、府民、事業者等からの問合せ・相談にワンストップで対応するとともに、様々な事業を実施します。

【主な事業】

- ・創エネ・蓄エネ・省エネ対策の相談・アドバイス
- ・太陽光パネル設置普及啓発事業
- ・公共施設や民間施設の屋根・遊休地と発電事業者のマッチング
- ・BEMS 普及啓発事業
- ・ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）普及啓発事業
- ・再生可能エネルギーの導入可能性の調査・検討

<2017年度の取組指標>

- ・総マッチング件数 70件
- ・省エネセミナー等の開催 40回

【エネルギー政策課 06-6210-9254】

■地中熱普及促進のための調査事業【新規】

[4,966千円]

(目的)

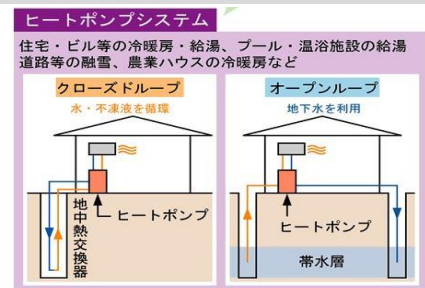
省エネ・ヒートアイランド現象の緩和を図るべく、地中熱の利用を推進すること。

(内容)

民間事業者に対する認知度の向上及び地中熱利用の普及促進を図るため、「地中熱ポテンシャルマップ」を作成します。

<2017年度の取組指標>

「地中熱ポテンシャルマップ」の作成



ヒートポンプシステムの図
(出典：地中熱利用推進協議会)

【エネルギー政策課 06-6210-9254】

森林整備によるCO₂吸収の推進

■アドプトフォレスト制度による企業の森づくり

[- 千円]

(目的)

企業やNPO法人等の参画により、放置された人工林や竹林等荒廃した森林を整備することで、地球温暖化防止や生物多様性の保全等に資すること。

(内容)

大阪府が、事業者等の要望を聞きながら、活動地や活動内容等の提案を行い、活動地となる市町村や大阪府、事業者等の間で、活動内容や役割分担等を含む協定を結びます。その上で、事業者等は対象地域で間伐や植樹、下草刈りなどの森づくり活動を行います。

<2017年度の取組指標>

- ・事業者等の新たな参画を支援するとともに、活動が長期的・継続的なものとなるように環境を整える。



企業による森づくり活動の様子

【みどり推進室 06-6210-9556】

地球温暖化に対する適応策

■大阪府気候変動への適応策の検討

[- 千円]

(目的)

地球温暖化の進行に伴い、顕在化しつつある様々な影響を軽減する対策、いわゆる「適応策」を着実に進めていくこと。

(内容)

「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に適応の基本的方向性を盛り込む改定を行い、府の「適応計画」として位置づけるとともに、環境農林水産分野や自然災害など分野別の「適応策」をとりまとめた「施策集」を公表します。

<2017 年度の実行指標>

- ・「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の改定

【エネルギー政策課 06-6210-9553】

■温暖化「適応」推進事業【新規】

[4,500 千円]

(目的)

気候変動の身近な影響への「適応」について、府民・環境 NPO 等の理解向上を深めること。

(内容)

「適応」に関するシンポジウムを開催するとともに、わかりやすいリーフレットを作成します。また、環境 NPO と協働して各種啓発活動を実施します。

<2017 年度の実行指標>

- ・シンポジウムの開催
- ・適応に関する各種啓発活動の実施

【エネルギー政策課 06-6210-9553】

ヒートアイランド対策の推進

※ 「ヒートアイランド対策の推進」については、「Ⅲ 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進 暮らしやすい快適な都市環境の確保（ヒートアイランド現象の緩和）」参照

[]内の数字は 2017（平成 29）年度当初予算額

II-2 資源循環型社会の構築

《2020年度の目標》

資源の循環をさらに促進する。

- ・【一般廃棄物】リサイクル等の推進により、最終処分量を32万トン以下とする。
- ・【産業廃棄物】リサイクル等の推進により、最終処分量を37万トン以下とする。

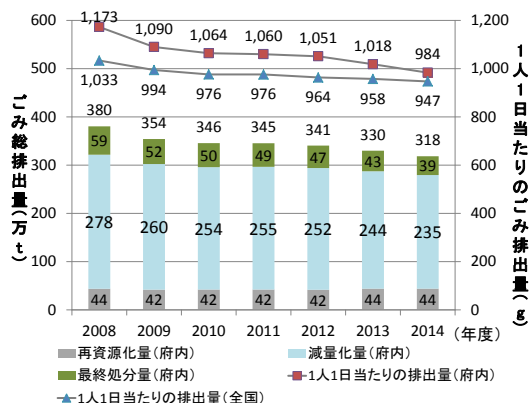
リサイクル社会を実現するための府民行動を拡大する。

- ・リサイクル製品を購入している府民の割合を倍増する。 (2009年度府民アンケート 34.3%)
- ・資源物*を分別している府民の割合を概ね100%にする。 (2009年度府民アンケート 89.4%)

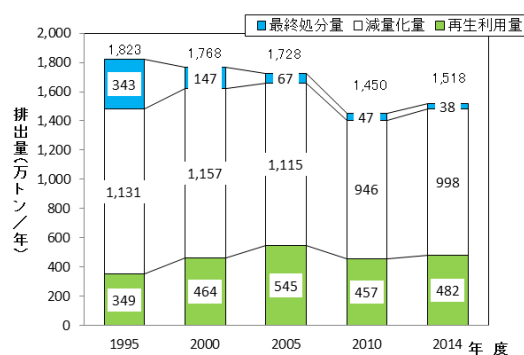
*ペットボトルや空き缶、古紙等。

《目標に対する現状》

- 2014年度に府内から排出された一般廃棄物は318万トン、そのうち再資源化量は44万トン、最終処分量は39万トンとなっています。
- 2014年度に府内から排出された産業廃棄物は1,518万トン、そのうち再生利用量は482万トン、最終処分量は38万トンとなっています。

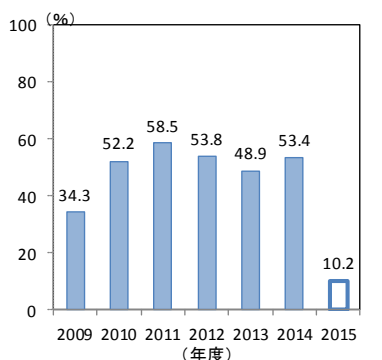


一般廃棄物の最終処分量等の推移
注) 1人1日当たりの排出量は外国人を含む人口を元に算出
注) 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

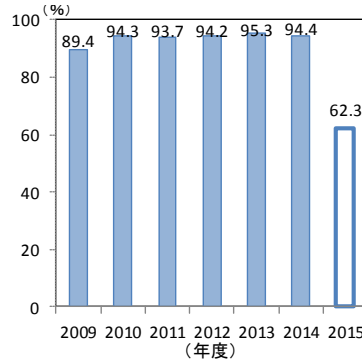


産業廃棄物の最終処分量等の推移
注) 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

- 府民の約10%^{注)}がリサイクル製品を購入するとともに、約62%が資源物*を分別しています。 *ペットボトルや空き缶、古紙等。



リサイクル製品を購入している府民の割合



資源物を分別している府民の割合

注) 2015年度から、府政モニターを対象とした調査から民間のインターネット調査会社が保有するモニターを活用した調査に変更し、対象者、内容等が変更になりました。

●施策の方向

生産・流通、消費、再生・処理、最終処分の各段階における資源の循環に向けた取組みを促進し、資源循環型社会の構築を目指します。

- 再生原料・再生可能資源の利用促進
- 廃棄物排出量の削減
- リサイクル率の向上
- 最終処分量の削減
- 廃棄物の適正処理の徹底

2017年度の主な施策・事業と取組指標

再生原料・再生可能資源の利用促進、リサイクル率の向上

■循環型社会推進計画の推進

[- 千円]

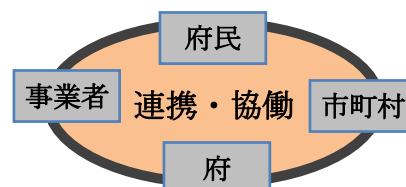
(目的)

2016年度に策定した大阪府循環型社会推進計画に定めた3Rや適正処理等に係る目標を達成すること。(目標年度：2020年度)

(内容)

府民、事業者、行政が連携・協働し、3Rや適正処理に取り組みます。

また、新たに設定した『成果を実感できる指標』を活用し、府民、事業者、市町村といった各主体の取組みをさらに促進していきます。



<2017年度取組指標>

以下の目標の実現に向けた取組みを実施する。

・一般廃棄物

2020年度に一般廃棄物の排出量を278万トン、1人1日当たりの生活系ごみ排出量を403g/人・日に削減するとともに、再生利用率を15.8%に向上させ、最終処分量を32万トンに削減する。

・産業廃棄物

2020年度に産業廃棄物の排出量を1,534万トンに抑制するとともに、再生利用率を32.2%に向上させ、最終処分量を37万トンに抑制する。

【循環型社会推進室 06-6210-9566】

■再生品普及促進事業

[175 千円]

(目的)

資源の循環的な利用の促進と循環型社会の形成に寄与する事業を営む事業者を育成すること。

(内容)

府内で発生した循環資源(廃棄物等)を利用して日本国内の工場で製造したリサイクル製品であって、品目ごとの認定基準に適合するものを「大阪府認定リサイクル製品」として認定します。

2015年度に制度を改正し、「使用済の認定製品を製造者が回収して再びリサイクルする製品」である『なにわエコ良品ネクスト』と、それ以外のリサイクル製品である『なにわエコ良品』に認定製品を区分しました。

「繰り返しリサイクルされる製品」にも着目して認定することで、「より質の高いリサイクル」を推進します。



「なにわエコ良品ネクスト」マーク



消費者フェアでの認定製品の展示

<2017年度取組指標>

・認定製品の普及啓発・利用促進を図るとともに、新規申請については年1回(3月)、再申請については年2回(10月、3月)の認定を実施する。

【参考】2016年10月1日現在の認定製品数は261製品。うち、なにわエコ良品ネクストは23製品。

【循環型社会推進室 06-6210-9568】

■容器包装リサイクルの推進

[113 千円]

(目的)

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」に基づき、府内における容器包装廃棄物の発生抑制や再商品化を促進すること。

(内容)

第8期大阪府分別収集促進計画（2017～2021 年度、2020 年度目標：分別収集量：23 万 4 千トン）に基づき、市町村の分別収集の実施状況やリサイクル施設の整備状況を把握します。また、分別収集や再商品化の促進に必要な収集体制、処理に関する改善方策等について情報提供に努めます。



ペットボトルの選別施設

<2017 年度 of 取組指標>

- ・各市町村の分別収集の実施状況を把握し、ホームページ上で速やかに公表する。

【参考】2015 年度実績

分別収集量：16 万 8 千トン

【循環型社会推進室 06-6210-9567】

廃棄物排出量の削減

■産業廃棄物の多量排出事業者による取組みの促進

[- 千円]

(目的)

事業者から提出された処理計画及び実施状況報告の内容を公表することにより、情報公開のもとで、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組等を促進すること。

(内容)

事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者（多量排出事業者）は、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及びその実施の状況について知事に報告することとなっています。

事業者から提出された報告の内容をホームページ上に速やかに公表することにより、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組等を促進し、必要に応じ適切な助言を行います。

<2017 年度 of 取組指標>

- ・処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表する。

【参考】2015 年度公表状況

産業廃棄物処理計画	218 件
産業廃棄物処理計画実施状況報告	243 件
特別管理産業廃棄物処理計画	97 件
特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告	105 件

【循環型社会推進室 06-6210-9570】

【環境管理室 06-6210-9583】

■食品ロス削減対策の推進【新規】

[3,969 千円]

(目的)

府内の消費者及び事業者に対する食品ロス削減の取り組みへの理解と行動の働きかけを行うこと。

(内容)

国や他府県・関連団体からのヒアリングを通じて府内の状況を整理し、学識経験者や事業者との意見交換会を行いながら、食品ロス削減対策の方向性について検討を行います。

消費者向けの食品ロス削減の啓発手法を検討し、啓発用の事例集を作成します。また、府民に対して身近で多様な啓発手段を有する市町村において、食品ロス削減に関し府民に対する啓発を行うことが効果的・効率的であることから、市町村担当者等を対象とした講習会を開催します。



講習会（イメージ）

<2017年度の取組指標>

- ・講習会参加市町村 100%

【循環型社会推進室 06-6210-9566】

【環境農林水産総務課 06-6210-9543】

廃棄物の適正処理の徹底

■PCB廃棄物等適正処理の推進

[153,016 千円]

(目的)

PCB（ポリ塩化ビフェニル）使用製品及び廃棄物について、府内の保有実態を把握し、期限内（高濃度は2020（平成32）年度末まで、低濃度は2026（平成38）年度末まで）の完全処分を目指すこと。

(内容)

改正PCB特別措置法（2016年8月1日施行）により、期限内の完全処分が義務付けられたPCB使用製品及び廃棄物について、保有している事業場への立入検査などにより、法に基づく届出、適正管理及び期限内処分を行うよう指導を行います。また、法改正で新たに対象となったPCB使用製品や保有が判明していないPCB廃棄物について、保有状況の実態調査やポスター等を活用した掘り起こしにより府内のPCB保有実態を把握し、保有が判明したものは法に基づく届出等の指導を行います。

府が保有している小型コンデンサや安定器等については、中間貯蔵・環境安全事業（株）（JESCO）北九州PCB処理事業所で、2015年度から計画的に処理を行っています。

また、国のPCB廃棄物処理基本計画の変更に合わせて、大阪市と調整し、「大阪府PCB廃棄物処理計画」の変更を行うとともに、引き続き、近畿ブロック関係府県市と協力して適正処理を推進します。

さらに、中小企業等によるPCB廃棄物の処理を推進するため、国と都道府県が、（独）環境再生保全機構に拠出したPCB廃棄物処理基金を通じて、中小企業等が負担するPCB廃棄物処理費用を軽減します。



PCB廃棄物（コンデンサ）に係る立入検査

<2017年度の取組指標>

- ・府内におけるPCB廃棄物（JESCO大阪PCB処理事業所の処理対象である高圧機器等）の処理進捗率

2017年9月末：94%（2016年9月末現在：91%）

（いずれもJESCO大阪への登録台数に占める割合）

- ・府保有（府庁別館保管分）の小型コンデンサ等の処理（JESCO北九州処理分）4t（2016年度の実績4t）

【環境管理室 06-6210-9583】

■産業廃棄物の適正処理の徹底

[18,441千円]

(目的)

廃棄物の排出事業者や処理業者への指導を徹底し、不適正処理の未然防止、早期発見を図ること。

(内容)

排出事業者や処理業者に対しては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付や適正処理に向けた指導の徹底を図ります。また、産業廃棄物の野積みや野外焼却等の不適正処理の未然防止、早期発見に向けた随時のパトロールによる監視・指導など、警察等と連携しながら法令遵守の徹底を図るとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発・指導により不適正処理の未然防止を図ります。



産業廃棄物の不適正処理現場
(野外焼却)

<2017年度の取組指標>

- ・建設廃棄物の分別排出、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組み促進、廃棄物の適正処理推進のため、説明会の開催、集中パトロール等を実施
 - ・2017年度実施予定 説明会 3回、不適正処理防止推進強化月間 6月・11月
- 【参考】不適正処理件数 363件（2015年度）

【循環型社会推進室 06-6210-9570】

■廃棄物最終処分場の適正管理等

[125,812千円]

(目的)

廃棄物最終処分場の適正管理及び確保を図ることにより、廃棄物の適正処理を進め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資すること。

(内容)

大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）について、関係地方公共団体と協力し、事業促進に努めます。

また、産業廃棄物最終処分場である堺第7-3区について、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行います。



フェニックス処分場での
廃棄物受入

<2017年度の取組指標>

- ・大阪湾圏域広域処理場整備事業の促進
会議等予定回数 年10回
- ・堺第7-3区の適切な維持管理
環境調査 年12回 1,901検体
護岸被覆防食工事 62.5m
老朽化対策工事（排水路） 148m

【循環型社会推進室 06-6210-9568】

[]内の数字は2017（平成29）年度当初予算額

II-3 全てのいのちが共生する社会の構築

《2020年度の目標》

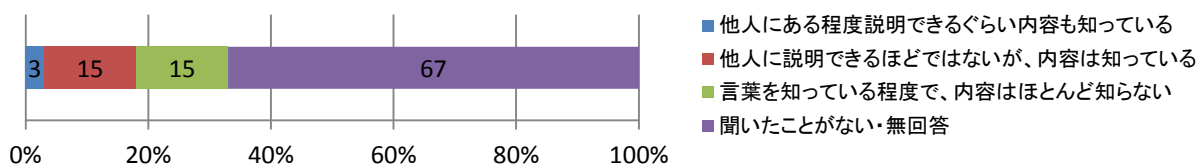
生物多様性の府民認知度を70%以上にする。(2008年大阪府府民アンケート16.9%)

生物多様性の損失を止める行動を拡大する。

- ・ 活動する府民を倍増する。(2014年大阪府府民アンケート 6.0%)
- ・ 保安林や鳥獣保護区等の生物多様性保全に資する地域指定を新たに2,000ha拡大する。(2009年度比)

《目標に対する現状》

- 生物多様性に関する府民の認知度（「他人にある程度説明できるぐらい内容も知っている」と「他人に説明できるほどではないが、内容は知っている」と回答した割合）は約18%です。^注



(参考1) 生物多様性という言葉の認知度は約33%です。

(参考2) 上記の認知度の回答に関わらず、下記の生物多様性に関わる項目のいずれかについての認知度は約68%です。

1. 生きものはそれぞれの豊かな個性とつながりにより、支え合って生きていること
2. 私たちの生活は、生物多様性によってもたらされる生きものの恵みによって成り立っていること
3. 人々の暮らしや関わりにより維持されている里地里山が生物多様性上大切であること
4. 世界の森林やサンゴ礁が、年々減少していること
5. 希少な動植物について、国や自治体がレッドデータブックやレッドリストを作成していること
6. 国際的に生物多様性条約が定められていること

^注 2015年度から、府政モニターを対象とした調査から民間のインターネット調査会社が保有するモニターを活用した調査に変更し、対象者、内容等が変更になりました。

- 保安林や鳥獣保護区等の生物多様性保全に資する地域指定は83,882ha(2016年3月末)です。(2009年度比1,912ha増加)

生物多様性の保全に資する地域指定状況

名称	指定面積(ha)	名称	指定面積(ha)
保安林	17,234	自然環境保全地域	38
鳥獣保護区	12,914	緑地環境保全地域	37
国定公園	16,498	特別緑地保全地区	3
府立自然公園	3,541	自然海浜保全地区	22
近郊緑地保全区域	33,580	国・府指定天然記念物	15
		合計	83,882

● 施策の方向

生物多様性についての府民理解を促進し、生物の生息環境の保全と回復への行動を促進します。

- 生物多様性の重要性の理解促進
- 生物多様性に配慮した行動促進
- 府民と連携したモニタリング体制の構築
- 生物多様性保全に資する地域指定の拡大
- エコロジカルネットワークの構築推進

2017 年度の主な施策・事業と取組指標

生物多様性の社会への浸透

■天然記念物イタセンパラの保護増殖及びこれを活用した普及啓発事業

[482 千円]

(目的)

淀川に生息する天然記念物で種の保存法選定種の淡水魚イタセンパラの野生復帰の試みと、それらを用いた普及啓発を推進し、自然保護や生物多様性保全の重要性についての理解を深めること。

(内容)

(地独) 大阪府立環境農林水産総合研究所(水生生物センター)では、センター内で生息域外保存しているイタセンパラを、2009年度から3回、国土交通省・淀川河川事務所と共同で、淀川に放流し、野生復帰を試みました。その結果、放流した成魚が繁殖し、野生での定着の可能性が高まっています。2011年には、市民団体や大学、地元企業、行政などからなる「淀川水系イタセンパラ保全市民ネットワーク(イタセンネット)」を設立し、外来種駆除等の活動を行うなど、野生復帰を支援する取り組みが進んでいます。

2017年度は、淀川での繁殖状況の確認や、外来種の生態や駆除及び魚病に関する調査研究等を行うとともに、イタセンネットが行う保全活動を支援します。さらに、親子等府民を対象とした観察会の開催、小中学校等へのイタセンパラの出張展示や出前講座を実施し、自然保護や生物多様性保全の重要性について普及啓発を図ります。

<2017年度の取組指標>

- ・イタセンパラの野生復帰に向けた放流効果と繁殖状況の確認
- ・観察会(1回、100人)、出前講座(2回、100人)

【みどり推進室 06-6210-9557】

(実施：地方独立行政法人

大阪府立環境農林水産総合研究所)



イタセンパラ



地元児童による放流

■生物多様性保全のための普及啓発推進

[2,200 千円]

(目的)

生物多様性に配慮した行動を社会に定着させるため、動物園、博物館、水族館などの施設でのイベント等を通して、府民に対して生物多様性保全について幅広く普及啓発を行い、関心を高め、理解の向上を図ること。

(内容)

博物館や水族館などの生物多様性関連拠点施設等と連携して、生物多様性保全の重要性についての統一PRを実施するなど、多様な主体が参画する生物多様性の普及啓発活動を行います。実施にあたっては、身近な施設等での企業と連携した情報発信やワークショップの実施など、多様な主体が参画する効果的な取り組みを進めます。



ワークショップ



キャンペーンのぼり

<2017年度の取組指標>

- ・統一PR参加 50施設
- ・参画企業2社

【みどり推進室 06-6210-9557】

生息環境の保全

■農空間保全地域制度の推進

[141,472千円]

(目的)

生物多様性保全を含めた農空間の公益的機能を発揮させるため、遊休農地の解消等、府民の幅広い参加で農空間を守り育てる取組みをすすめること。

(内容)

「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づき指定した「農空間保全地域」において、農家・地域住民による道普請を実施するなど営農環境を整備することで農地の遊休化を未然に防止するとともに、自己耕作や農地貸借等の解消手法により遊休農地等の利用の促進を図ります。



営農環境整備のため農家・地域住民による道普請の実施

<2017年度の取組指標>

- ・遊休農地等の保全・活用 80ha

【農政室 06-6210-9601】

■日本万国博覧会記念公園事業（市民参画型事業）

[56,202千円]

(目的)

万博記念公園の緑の保全と活用、花景観の創出、野生生物の生息調査などをNPO団体と協働して市民参画により実施し、生物多様性の社会への浸透を図ること。

(内容)

- ・園内花壇管理（約 7,400 m²）
- ・森づくり・足湯運営（約 15,630 m²）
- ・竹林・田畑・果樹園等の保全・資源活用等（約 52,700 m²）
- ・水質調査、野生生物生息調査
- ・ガイドボランティア養成



竹林の保全活動

<2017年度の取組指標>

- ・園内花壇管理 4,600人（参加のべ人数）
- ・森づくり・足湯運営 27,500人（参加のべ人数）
- ・竹林・田畑・果樹園等の保全・資源活用等 7,000人（参加のべ人数）
- ・水質調査、野生生物生息調査 3,000人（参加のべ人数）
- ・ガイドボランティア養成 100人（参加のべ人数）

【日本万国博覧会記念公園事務所 06-6877-3349】

■共生の森づくり活動の推進

[7,976 千円]

(目的)

堺第7-3区産業廃棄物最終処分場において、自然再生のシンボルとなる共生の森を整備し、多様な主体との協働による森づくり活動を支援すること。

(内容)

堺第7-3区産業廃棄物処分場の一部「共生の森(約100ha)」において、野鳥や小動物の生息する草地や水辺等に森林が介在する大規模な“みどりの拠点”を創出するために、府民、NPO、企業等多様な主体との連携による植栽、草刈、間伐等の森づくり活動と、自然観察等の自然環境学習を実施します。



共生の森での森づくり活動

<2017年度の取組指標>

- 共生の森づくり活動への参加人数 約1,200人
- 多様な自然環境の創出面積 約1ha

【みどり推進室 06-6210-9557】

[]内の数字は2017(平成29)年度当初予算額

II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築（1） ～良好な大気環境を確保するために～

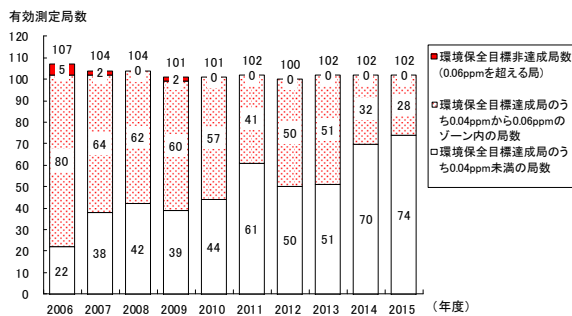
《2020年度の目標》

大気環境をさらに改善する。

- ・ 二酸化窒素の日平均値 0.06ppm 以下を確実に達成するとともに、0.04ppm 以上の地域を改善する。
- ・ 微小粒子状物質（PM2.5）の環境保全目標を達成する。
- ・ 光化学オキシダント濃度 0.12ppm（注意報発令レベル）未滿を目指す。

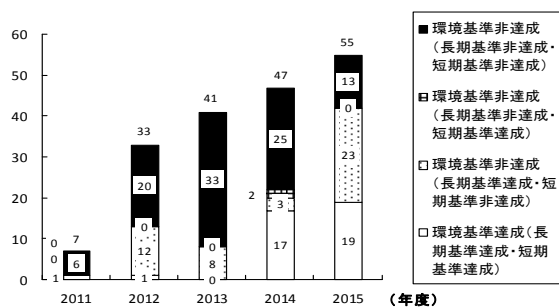
《目標に対する現状》

- 二酸化窒素は、改善傾向にあり、環境保全目標（1時間値の1日平均値が 0.04～0.06ppm のゾーン内、またはそれ以下）の上限値 0.06ppm を下回るレベルに達し、7割の地域が 0.04ppm 未滿となっています。



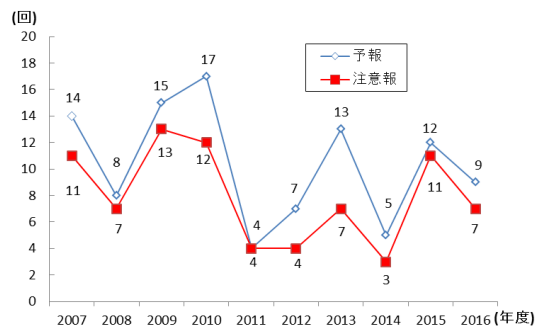
二酸化窒素の環境保全目標達成局数の推移

- PM2.5 は、2011年度から自動測定機を順次整備し、常時監視をしています。2015年度は、55局（有効測定局）で測定を行い、19局で環境保全目標を達成しました。



微小粒子状物質（PM2.5）の環境保全目標達成局数の推移

- 光化学スモッグ注意報の発令回数は、年度による変動が大きく、増減を繰り返しています。全国的にはこれまで発令のなかった地域で初めて発令されるなど、広域移流の影響も指摘されています。



光化学スモッグの発令回数の推移

光化学スモッグとは

光化学オキシダントの濃度が高くなったとき、気象条件により白くモヤがかかったようになる現象のこと。人体への影響としては、目やのどへの刺激を中心とする被害が報告されています。

PM2.5とは

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径 2.5 マイクロメートル以下の微小な粒子のことをいいます。肺の奥深くまで入り込みやすく、長期的に一定濃度以上吸入すると、呼吸器疾患、循環器疾患等の影響が懸念されるため、環境基準が設定されています。
※環境基準は 2009 年 9 月に「1年平均値 15 μg/m³ 以下、かつ、1日平均値が 35 μg/m³ 以下」に定められました。

● 施策の方向

自動車排出ガス対策や工場等の固定発生源対策を推進します。

- 自動車から排出される窒素酸化物（NOx）と粒子状物質（PM）の削減対策の推進
- PM2.5 の現状把握と対策の検討・実施
- 揮発性有機化合物（VOC）の排出削減
- 建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散防止対策の徹底

2017年度の主な施策・事業と取組指標

固定発生源対策の推進

■大気汚染防止の事業所規制

[2,057 千円]

(目的)

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、事業所に対して大気汚染物質の排出規制を行い、大気環境基準を達成すること。

(内容)

法・条例に基づく特定施設・届出施設等の設置・変更の事前届出を義務付け、ばい煙（NOx、SOx、ばいじん、有害物質）、揮発性有機化合物、一般粉じん、ダイオキシン類等が排出基準、設備構造基準に適合しているかを審査し、必要に応じ指導を行います。

事業所に対する立入検査は、法・条例による規制の実効性を確保するため、施設や排ガス測定結果の検査を行なうとともに、事業者の点検結果等を報告させることにより、適正な指導を行います。

また、規制基準の適合状況を確認するため、行政による排ガスや燃料等の測定を実施します。

〈2017年度の取組指標〉

- ・法、条例対象施設に対して、規制基準に適合しているか確認するとともに、適合していない場合は速やかに改善するよう指導の徹底
- ・大阪府が所管する対象事業所のうち、規制基準が適用される特定施設・届出施設等を設置している事業所に対して規模に応じて立入検査を実施する。特に、総量規制対象、ダイオキシン対象事業所には全数立入検査を行う。

【参考】2015年度の立入検査 961 事業所



検査のために処理施設から排ガス採取

【環境管理室 06-6210-9581】

自動車排ガス対策の推進

■自動車NO_x・PM総量削減計画の推進（計画の進行管理）

[10,870 千円]

（目的）

窒素酸化物（NO_x）及び粒子状物質（PM）の削減のため、2013（平成25）年6月に策定した自動車NO_x・PM総量削減計画〔第3次〕に基づき、関係機関が各種自動車環境対策を連携・協力して推進するとともに、府が適切に計画の進行管理を行い、2020（平成32）年度までに対策地域全体で二酸化窒素（NO₂）及び浮遊粒子状物質（SPM）に係る大気環境基準を達成すること。

（内容）

関係機関（関係市町村、道路管理者等）と連携し、流入車規制の推進、エコカーの普及促進、エコドライブの推進、交差点対策（右折レーン設置等の渋滞対策）等の交通流対策等の諸施策を総合的に推進します。

あわせて、道路交通センサスや自動車輸送統計調査などを基に、自動車からのNO_x・PMの排出量を推計するとともに、自動車環境対策の進捗状況を把握します。

〈2017年度の取組指標〉

- ・NO₂、SPMに係る大気環境基準の全局達成
- ・NO_x・PMの排出量の把握

【参考】対策地域からのNO_x・PM排出量

NO_x：12,280トン、PM：600トン（2015年度）



自動車NO_x・PM総量削減計画策定協議会幹事会の開催

【環境管理室 06-6210-9586】

■流入車対策の推進

[3,213千円]

（目的）

府内の対策地域内への非適合車の流入を規制することにより、NO_x・PMの排出量を削減し、大気環境基準の継続的・安定的な達成を図ること。

（内容）

大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく流入車規制を推進します。「非適合車ゼロ宣言～乗らない、頼まない、見逃さない～」のスローガンを掲げ、非適合車の根絶を目指して立入検査や指導の強化により、一層推進します。

流入車規制の対策地域外の6町村や近隣5府県と連携し、事業者へ条例を広報周知し、自家用自動車への対策を強化します。

改善指導に従わず、車種規制適合車等の使用義務に違反する事業者に対し、条例に基づき使用命令を発令するとともに氏名等を公表します。

〈2017年度の取組指標〉

- ・立入検査での検査台数 10,000台
（バス駐車場、卸売市場、工場、建設工事現場等で実施）

【参考】

立入検査台数：3,828台（2016年4月～11月）

命令・公表：34件（2016年11月末現在）



流入車規制の立入検査

【環境管理室 06-6210-9587】

光化学オキシダント・SPM対策の推進

■光化学オキシダント・VOC対策の推進

[184 千円]

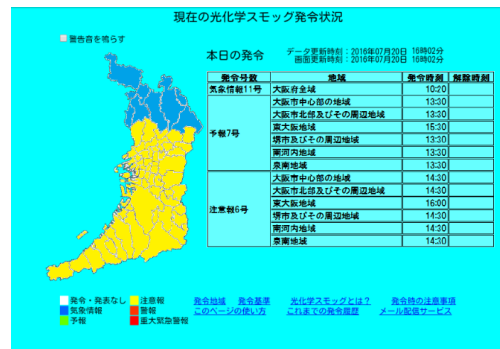
(目的)

府民の健康を守るため、光化学スモッグの原因物質の一つであるVOC（揮発性有機化合物）の排出量を削減すること。

(内容)

VOCの排出規制を着実に実施するとともに、化学物質管理制度に基づく事業者による適切な管理等を促進することにより削減します。

また、光化学スモッグ予報等の発令時には、健康被害の未然防止のため府民への周知を行うとともに、削減措置の対象工場へNOxやVOCの削減要請を行います。



光化学スモッグ発令画面

<2017年度の取組指標>

- ・VOCの排出抑制

【参考】VOC届出排出量

10,500t/年（2014年度）

【環境管理室 06-6210-9577】

PM2.5対策の推進

■微小粒子状物質（PM2.5）の常時監視と的確な注意喚起の実施

[12,014千円]

(目的)

PM2.5について効果的な対策を行うため、監視測定局の整備を着実に進め、監視結果を府民に分かりやすく提供するとともに、府民の安全・安心を確保するため、PM2.5の情報や注意喚起を的確に発信すること。

また、PM2.5の成分分析結果等を用いた解析を行い、発生源寄与割合の推計等についての知見を集積すること。

(内容)

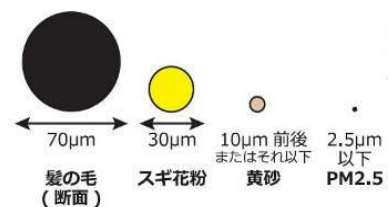
府管理の測定局26局で自動測定機による連続測定を行い、結果をホームページで分かりやすく提供するとともに、季節ごとに成分分析を行うことにより、府内におけるPM2.5の構成成分の実態及び季節変化を把握します。

また、PM2.5濃度が高くなると予測される場合、注意喚起の情報を防災情報メール等により速やかに発信します。

さらに、測定結果や発生源対策に係る国の調査・検討状況を踏まえ、効果的な削減対策を進めるため、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所と連携して、PM2.5の各発生源からの寄与の解析等について調査研究を行います。



PM2.5自動測定機



粒子の大きさ比較

<2017年度の取組指標>

- ・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握

(府管理 一般局：20局、自排局：6局、

うち成分分析地点：3地点)

【環境管理室 06-6210-9621】

アスベスト飛散防止対策の推進

■府有施設吹付アスベスト対策事業

[257,396千円]

(目的)

府有施設において使用されているアスベストによる健康被害を防ぐこと。

(内容)

アスベストによる健康被害を防ぐため、府有施設において使用されている吹付けアスベストの除去対策工事を実施するとともに、空気環境測定等の定期点検を実施します。



アスベスト除去工事（イメージ）

<2017年度の取組指標>

- ・アスベスト除去対策工事を4施設にて実施
- ・空気環境測定を300箇所実施

【公共建築室 06-6210-9788】

■アスベスト飛散防止対策等の推進

[1,108千円]

(目的)

府民の健康を守るため、大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査、石綿濃度測定等を行い、建築物等の解体・改造・補修に係るアスベスト飛散防止の徹底を図ること。

(内容)

解体現場等からのアスベストの飛散を防止するため、届出対象の解体現場等へ立入検査を実施し、アスベスト除去作業内容や隔離養生状況等を確認します。さらに、測定義務があり、かつ実作業7日以上 of 工事においては、敷地境界における大気中アスベスト濃度を把握するための測定を実施します。

また、届出対象規模未満の解体現場等は、建設リサイクル法等の届出情報を活用し、事前調査の内容確認や立入検査を実施し、アスベスト飛散防止の徹底を図ります。

特に6月と12月を「石綿飛散防止推進月間」と位置づけ、解体現場パトロールを実施するとともに、6月には、府民・事業者を対象とした飛散防止対策セミナーを実施します。

12月には石綿飛散防止の重要性を訴えるため、関係団体・市町村と大阪府「みんなて防止！！石綿飛散」推進会議を開催し、徹底した周知を行う等、重点的な取組みを行います。

<2017年度の取組指標>

- ・届出対象解体現場等への全数立入検査
- ・条例届出対象規模未満の工場・倉庫等の解体現場等へ立入検査
- ・測定義務があり、かつ実作業7日以上 of 工事における公定法による測定（分析は（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所により実施。）
- ・小規模の工事における迅速な測定
- ・石綿飛散防止対策セミナー等の開催

【参考】届出99件、立入検査等587件（2015年度）

- ・石綿健康被害救済制度の円滑な運用

【参考】2007年度から10年間で救済基金への拠出完了 合計467,300

千円



アスベスト含有建材採取

【環境管理室 06-6210-9581】

[]内の数字は2017（平成29）年度当初予算額

II-4 健康で安心して暮らせる社会の構築（2）

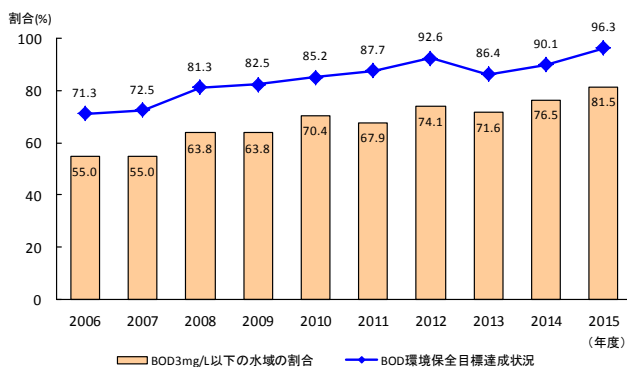
～良好な水環境を確保するために～

《2020年度の目標》

- 人と水がふれあえ、水道水源となりうる水質を目指し、水環境をさらに改善する。
 - ・ BOD（生物化学的酸素要求量）3mg/L 以下（環境保全目標の B 類型）を満たす河川の割合を 8 割にする。
- 多様な生物が棲む、豊かな大阪湾にする。
 - ・ 底層 DO（溶存酸素量）5mg/L 以上（湾奥部は 3mg/L 以上）を達成する。
 - ・ 藻場を造成する。（藻場面積 400ha を目指す）

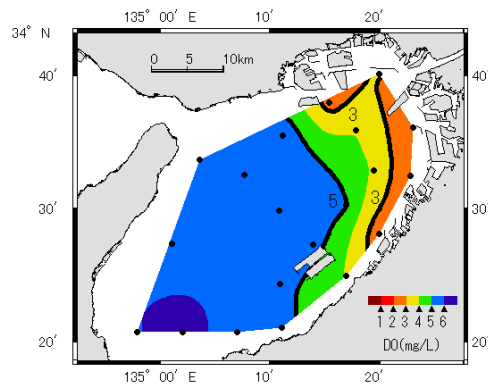
《目標に対する現状》

- 河川の水質は、工場・事業場の排水処理対策や下水道の整備等によって全体的に改善傾向がみられます（BOD3mg/L 以下を約 8 割の水域で達成）。



府内河川における BOD の環境保全目標達成状況及び BOD3mg/L 以下の水域の割合の推移

- 夏季に湾奥部や埋立てのための海底土砂採取等で生じた窪地で発生する貧酸素水塊や青潮が水生生物に影響を与えています。



夏基底層 DO の分布図
(2013～2015 年度平均)

- 大阪府の海岸は、埋立てや海岸整備等により、自然海岸が全体のわずか 1% という状況であり、魚介類の産卵・育成に不可欠な藻場は近年横ばい傾向で推移しています。（2015 年度推計値：365ha）

貧酸素水塊とは
水に溶けている酸素の量が極めて少ない水塊のこと。

● 施策の方向

流域の特性に応じた水質、水量、水生生物、水辺等を総合的に捉えて対策を推進します。

- 生活排水の 100%適正処理を目指した生活排水処理対策の促進や総量規制等の工場・事業場排水対策の推進
- 健全な水循環の保全・再生
- 大阪湾の環境改善対策の推進

2017年度の主な施策・事業と取組指標

水質汚濁負荷量の削減

■総量削減計画の進行管理

[589 千円]

(目的)

府内から発生し大阪湾に流入する化学的酸素要求量（COD）、窒素（T-N）、りん（T-P）の量を削減し、閉鎖性水域である大阪湾の水質改善を図ること。

(内容)

COD、T-N、T-Pに係る第8次総量削減計画を策定するとともに、その進行管理を行うため、関係機関等から入手した各種データの整理を行うことにより、発生負荷量を把握します。

<2017年度を取組指標>

・2016年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量を把握し、発生負荷量削減の進捗管理を行う。

(2014年度) COD 57t/日、T-N 58t/日、T-P 3.4t/日

【環境管理室 06-6210-9577】

■水質汚濁防止の事業所規制

[6,101 千円]

(目的)

水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、事業所に対して水質汚濁物質等の排出規制及び有害物質の地下浸透規制を行い、水質環境基準の達成及び有害物質による地下水汚染の防止を図ること。

(内容)

法・条例に基づく施設の設置・変更の事前届出を義務付け、BOD（水質汚濁の代表的な指標）や有害物質等の排水基準、設備構造基準に適合しているかを審査し、必要に応じ指導を行います。

また、規制の実効性を確保するため、届出施設等について立入・採水検査を実施し、排水基準や施設等の構造基準の遵守指導を行います。



事業所排水の採水検査

<2017年度を取組指標>

- ・排水基準が適用される事業所全てに、立入・採水を実施
- ・施設等の構造基準が適用される事業所全てに、立入検査を実施

【参考】工場・事業所立入件数：805件、試料採取・分析件数：321件（2015年度）

うち54件について改善を指導

【環境管理室 06-6210-9585】

■生活排水対策の推進

[162 千円]

(目的)

河川等の良好な水環境を確保するため、生活排水の負荷量の削減を図ること。

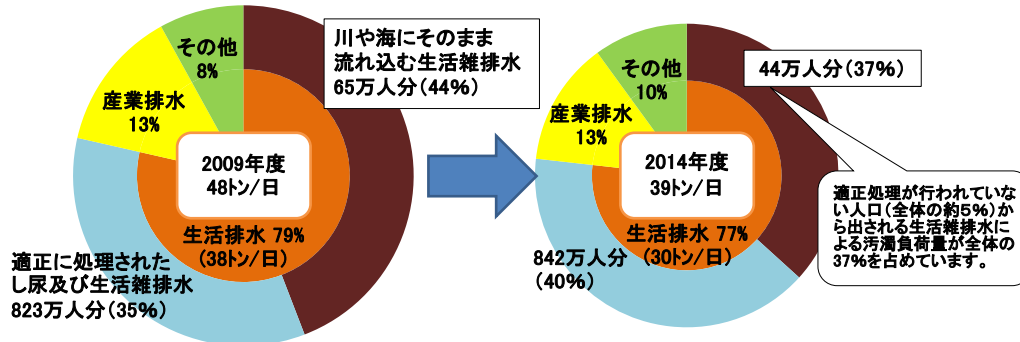
(内容)

河川等の汚濁の原因の約8割を占める生活排水の負荷量を削減するため、「市町村生活排水処理計画」の見直し等の際に市町村に対し技術的支援を行い、市町村における下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の効率的・効果的な整備を促進します。

また、「大阪府生活排水対策推進月間」(2月)を中心にイベントや街頭啓発を通じて、家庭でできる生活排水対策の実践の浸透を図ります。



イベントでの生活排水対策の啓発



大阪府域で発生する汚濁負荷量(BOD)の変化

<2017年度の取組指標>

- ・生活排水処理率の向上
- ・「市町村生活排水処理計画」の見直し等に係る市町村ヒアリング 5回
- ・イベントへの出展や街頭啓発の実施 10回

【参考】生活排水適正処理率 95.2% (2015年度末)

【環境管理室 06-6210-9585】

■浄化槽整備事業の推進

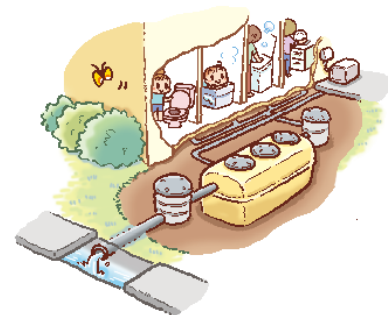
[21,064千円]

(目的)

生活排水対策やトイレの水洗化による生活環境の改善のために、合併処理浄化槽の整備を推進すること。

(内容)

個人が浄化槽を設置する際の費用の一部を助成する「浄化槽設置整備事業(個人設置型)」及び市町村が主体となって各戸に浄化槽を整備し、住民から使用料を徴収して管理運営する「浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)」を実施する市町村に対して、引き続き府費補助金を交付するなど、より一層の浄化槽整備を図ります。



合併処理浄化槽設置イメージ

<2017年度の取組指標>

- ・浄化槽設置整備事業(個人設置型) 12市町村
- ・浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型) 5市

【環境衛生課 06-6944-9181】

大阪湾の環境改善

■豊かな大阪湾の創出に向けた取組の推進

[2,098 千円]

(目的)

大阪湾流域の自治体等の関係機関と連携し、大阪湾の水質改善・汚濁防止を図ることにより豊かな大阪湾の創出を目指すこと。

(内容)

「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」に基づき、豊かな大阪湾の創出に向けた取組を推進します。

また、大阪湾沿岸 23 自治体で構成する「大阪湾環境保全協議会」において、大阪湾の環境保全を啓発します。

さらに、大阪湾再生推進会議（事務局：近畿地方整備局、国・府県・市等で構成）が策定した「大阪湾再生行動計画」に基づき、総量規制や生活排水対策、水質一斉調査などを実施し、関係機関と連携しながら大阪湾の水質改善を推進します。



「フィッシングショー-OSAKA 2016」出展イベントの様子

<2017 年度の取組指標>

- ・湾奥部における過度な栄養塩類の偏在の解消など、「豊かな大阪湾」を実現する具体的な手法について、企業・大学等と連携して検討
- ・鉄道事業者と協働し、エコツーリズムを推進
- ・大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展
【参考】2016 年度のイベントへの出展回数 9 回
- ・モニタリングによる大阪湾の水質の状況把握
【参考】2016 年度の水質一斉調査には 36 の機関が参加し、陸域も含めると 525 地点で調査を実施

【環境管理室 06-6210-9577】

■大阪湾漁場環境整備事業

[119,830 千円]

(目的)

貧酸素水塊の発生及び栄養塩が滞留している北・中部海域に攪拌ブロック礁を設置し、底層から表層にかけて湧昇流や攪拌流を発生させ、海域環境の改善を行うとともに栄養塩を緩やかに南下させること。

(内容)

岸和田市沖の一般海域に潮流攪拌機能を持つブロック礁を設置し、海水中への栄養塩の供給や底質への酸素の供給など、魚介類の生育環境の向上を図ります。また、2014～2016 年度に設置した整備済み工区（岸和田市北部）で、栄養塩の巻き上げ、溶存酸素濃度の改善、底質の硫化物濃度の改善効果などを把握します。



攪拌ブロック礁姿図

<2017 年度の取組指標>

- ・攪拌ブロック礁を岸和田市沖に設置し、2ha の漁場環境整備を実施。

【水産課 06-6210-9612】

■流域下水道事業の推進

[35,297,980 千円]

(目的)

流域下水道の整備を進めることにより、公共用水域の水質改善を促進し、BOD の環境保全目標の達成率の向上及び閉鎖性水域の富栄養化の軽減を図ること。

(内容)

大阪湾や河川等の公共用水域の水質改善のため、流域下水道の幹線管渠、ポンプ場、水みらいセンター（下水処理場）の整備を推進します。

また、水みらいセンターにおいては、富栄養化の原因である窒素・リン等を除去する高度な水処理施設の整備を推進し、水みらいセンターとポンプ場においては、合流式下水道の改善を推進します。



水みらいセンター

<2017 年度の実績指標>

- ・下水道普及率の向上

【参考】下水道普及率 95.8% (2015年度末現在)

施設整備内容

水処理（高度処理）整備 3箇所

合流式の改善 5箇所

【下水道室 06-6944-6794】

[]内の数字は 2017（平成 29）年度当初予算額

Ⅱ－４ 健康で安心して暮らせる社会の構築（３）

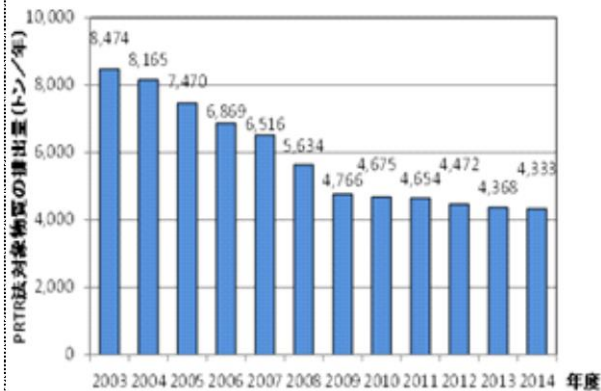
～ 化学物質のリスク管理を推進するために ～

《２０２０年度の目標》

環境リスクの高い化学物質の排出量を 2010 年度より削減する。

《目標に対する現状》

■ 府内における PRTR 法対象物質の届出排出量は減少しています。



■ 府内における PRTR 法対象物質の排出量は、全国第 9 位となっています。（可住地面積当たり排出量では全国第 2 位）

都道府県	届出排出量(t)	届出外排出量(t)			排出量合計(t)
		事業所	家庭	移動体	
1 愛知県	11,399	7,030	2,897	2,807	24,133
2 東京都	2,020	11,875	1,644	2,910	18,450
3 千葉県	6,453	5,885	2,339	2,473	17,149
4 埼玉県	7,633	4,336	2,327	2,537	16,834
5 静岡県	8,435	4,196	1,858	1,961	16,450
6 茨城県	6,998	5,488	1,496	1,928	15,911
7 神奈川県	5,542	6,140	1,522	2,407	15,610
8 広島県	9,875	2,775	1,188	1,494	15,332
9 大阪府	4,333	6,652	1,775	2,257	15,017
10 北海道	2,149	8,173	1,250	2,974	14,545
その他	94,183	70,324	27,334	37,440	229,282
合計	159,021	132,873	45,628	61,189	398,712

府内における PRTR 法対象物質の届出排出量の経年変化

※届出排出量の数値は、最新の届出内容に基づき過去に遡って修正しています。

都道府県別の PRTR 法対象物質の排出量（2014 年度）

PRTR 法とは

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質の環境中への排出量等を把握、集計、公表する仕組み。現在 462 物質がこの法律の届出対象として指定されています。

● 施策の方向

環境リスクの高い化学物質の排出削減や人等への悪影響が懸念される化学物質に対する予防的取組みを推進するとともに、府民・事業者・行政等様々な主体の環境リスクについての理解促進を図ります。

- 環境リスクの高い化学物質の排出削減
- 化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進
- 残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理

2017年度の主な施策・事業と取組指標

環境リスクの高い化学物質の排出削減

■環境リスクの高い化学物質の排出削減

[348 千円]

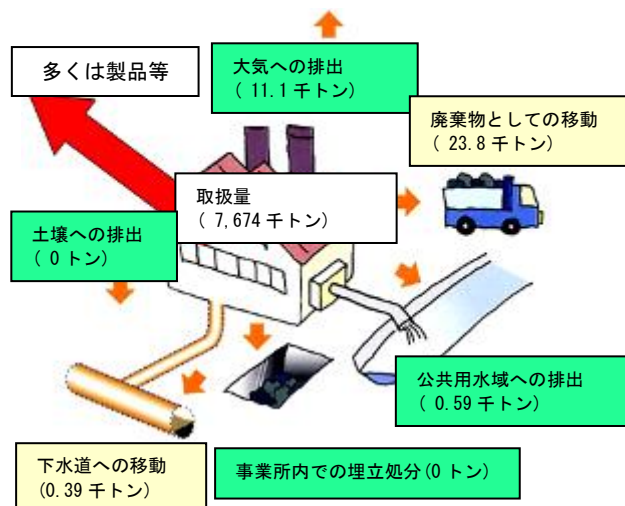
(目的)

化学物質に係る環境リスクを低減すること。

(内容)

環境リスクの高い化学物質の排出削減を図るため、PRTR法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、化学物質の排出量等の届出の受理、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対する指導・助言を行います。

また、排出量削減の効果を検証するため、有害大気汚染物質モニタリング等の測定データを活用し、環境中への排出量データと環境濃度の経年的な傾向及びその関連性等について比較検討を進めていきます。



2014年度の府域における化学物質の
届出排出量・移動量・取扱量

<2017年度の取組指標>

- ・環境リスクの高い化学物質の排出を削減する。

【参考】PRTR法に基づく届出件数 1,591件 (2015年度)

条例に基づく届出件数 1,346件 (2015年度)

環境リスクの高い化学物質の排出量 11,700トン (PRTR法対象物質 4,333トンを含む)

(2014年度実績)

【環境管理室 06-6210-9578】

■大規模災害時における化学物質による環境リスク低減対策の推進

[- 千円]

(目的)

大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的管理の強化を図ること。

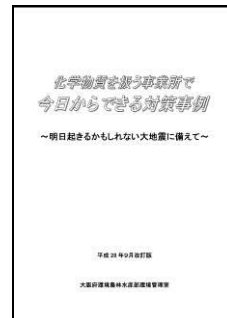
(内容)

事業者に対し、南海トラフ巨大地震等の大規模災害時の化学物質による環境リスクを把握し、その低減方策を検討・実施した管理計画書を、2014年度から2016年度までの3年間で、段階的に届出を求めました。

届出された計画書に沿って対策が行われていくよう進捗状況を把握するとともに、引き続き、立入検査等により対策推進の指導を行います。

さらに、届出対象規模未満の事業所を有する事業者に対しても、業界団体を通じて、対策手法や事例等について情報提供を行うことにより対策の検討・実施を促進していきます。

また、災害時の消防活動をより安全なものにするため、事業者からの届出情報に基づき、市町村消防部局に対し、化学物質の取扱情報を定期的に提供していきます。



対策事例集「化学物質を扱う事業所で今日からできる対策事例～明日起きるかもしれない大地震に備えて～」

<2017年度の取組指標>

・届出された化学物質管理計画書の進捗状況の把握、立入検査等による対策推進の指導を行い、大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的管理の強化を促進

【参考】大規模災害に備えたリスク低減対策に関する化学物質管理計画書の届出件数 167 件（2015 年度）
立入検査実施件数 145 件（2015 年度）

【環境管理室 06-6210-9578】

化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進

■ 化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進

[- 千円]

(目的)

化学物質による環境リスクに関する科学的な知見・情報を府民・事業者・行政が共有し、相互理解を深めるための対話である「リスクコミュニケーション」の取組を推進すること。

(内容)

化学物質の排出削減やリスクコミュニケーションの重要性について、府民・事業者等の理解を深めるため、化学物質対策に関するセミナーを開催し、府民・事業者・行政の対話の推進に努めます。



化学物質対策セミナー

<2017年度の取組指標>

・化学物質対策に関するセミナーを開催し、府民・事業者・行政の対話の促進に努める。

【参考】化学物質対策セミナー 1回開催(425人参加) (2015年度)

【環境管理室 06-6210-9578】

■大阪エコ農業の推進

[25,876千円]

(目的)

農業の環境への負荷軽減を進め、環境保全と生産性の調和と農業経営面（採算性）に留意した大阪エコ農業を推進すること。

(内容)

化学合成農薬と化学肥料の使用を従来の半分以下で生産した農産物を「大阪エコ農産物」として認証する制度を推進しています。2017（平成29）年度からは「農薬・化学肥料（チッソ）不使用」の認証区分を追加します。

また、このような栽培をした上で、さらに環境に貢献する取組みをする農業生産活動に対し、交付金支払による支援を実施します。さらに、（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所にて病害虫防除に関する研究等を行います。

（環境に貢献する取組みの例）

- ・カバークロップの作付け（水稻を栽培する前の水田にレンゲを栽培し土を豊かにする）
- ・有機農業の普及（生物農薬の使用等、化学合成農薬や化学肥料を全く使わない栽培を行う）
- ・飛ばないテントウムシや捕食性カブリダニ類などの天敵活用（農薬使用量の低減を図る）

<2017年度の取組指標>

- ・大阪エコ農産物栽培面積 2ha 増



大阪エコ農産物認証マーク



飛ばないナミテントウ



スワルスキーカブリダニ

【農政室 06-6210-9590】

残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理

■土壌・地下水汚染対策の推進

[428千円]

(目的)

土壌汚染の早期発見、汚染土壌の適正な管理・処理による周辺住民の健康影響の防止、事業場における土壌汚染の未然防止及び地下水汚染対策を推進すること。

(内容)

土壌汚染による府民の健康影響の防止を図るため、土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、引き続き土地の所有者等が行う土壌汚染の状況調査や汚染の除去等の措置について指導を行います。

また、有害物質を使用している事業場における土壌汚染の未然防止のための漏えい防止対策や、事業者による地下水汚染対策が適切に推進されるよう指導を行います。

<2017年度の取組指標>

- ・土壌汚染状況調査、汚染の除去等の措置、地下水汚染対策等の指導

【参考】形質変更届出件数：48件（2015年度）

調査結果報告件数（法・条例・自主）：19件（2015年度）



汚染土壌掘削工事の現地確認状況（地下水位の確認）

【環境管理室 06-6210-9579】

[]内の数字は2017（平成29）年度当初予算額

Ⅲ 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進

大阪は、その魅力と活力に惹かれ多くの人々が暮らし、働き、訪れる地域ですが、一方で、ヒートアイランド現象やいまだ多数の苦情がよせられる騒音・振動等の都市部特有の問題、「みどりが少ない」、「雑然としている」などのマイナスイメージもあります。

今後、日本全体の人口が減少していくなかで、引き続き都市の活力を維持していくためには、快適な生活環境が確保された「暮らしやすい」、「働きやすい」、「訪れたい」都市を目指し、大阪の特徴を活かした質の高い都市環境を創造し、魅力と活力を高めていくことが必要です。

～「暮らしやすい」、「働きやすい」、「訪れたい」都市を目指して～

緑と水辺の保全と創造

■みどりの風を感じる大阪



資料：みどりの大阪推進計画

魅力ある景観、歴史的・文化的環境の形成

■魅力ある景観の形成

■歴史的・文化的環境の形成



千早赤阪村下赤阪の棚田の風景



富田林市寺内町の町並



百舌鳥・古市古墳群

快適で安らぎのある都市環境の形成

■騒音・振動の防止

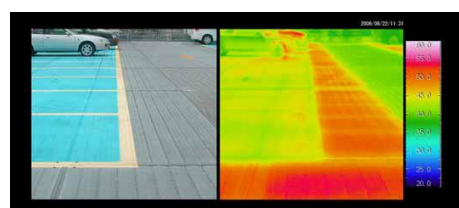
■ヒートアイランド現象の緩和



屋上緑化



透水性・保水性舗装



太陽熱の高反射舗装

2017年度の主な施策・事業と取組指標

緑と水辺の保全と創造

■「みどりの風を感じる大都市・大阪」の推進

[- 千円]

(目的)

「みどりの風を感じる大都市・大阪」実現に向けた取組みの一つとして、市街地中心部や駅前等の多くの府民や来阪者の目に触れる場所で良好な緑陰空間および府民が憩える緑化空間の創出等を図るため、民間事業者等が主体となったみどりのまちづくりの促進を図ること。

また、道路など公共空間と沿線民有地を一体的に緑化し海と山をつなぐみどりの軸線を形成する「みどりの風促進区域」において、企業・地域住民による街区等单位の緑化を進め、みどりの軸線の充実を図ること。

(内容)

実感できるみどりづくりのため、

- ・緑化施設の整備とあわせて、周辺地域の企業・住民に緑化活動を呼びかける緑化促進活動に取り組む民間事業者を、「実感・みどり事業者」として認定する。
- ・「実感・みどり事業者」が実施する緑陰空間や府民が憩える緑化空間の整備及び街区単位での企業・府民連携による緑化を促進する。

また、「みどりの風促進区域」においては、

- ① 企業・住民等で街区・沿道単位での緑化プランを策定し沿線民有地等の緑化促進
 - ② 民有地の都市計画手法（容積率、建ぺい率の緩和等）等による緑化誘導
 - ③ 既存の河川・道路事業による公共緑化
- により、緑化を促進します。



民有地沿道部の
緑化のイメージ



良好な緑陰空間
のイメージ

<2017年度取組指標>

- ・実感できるみどりづくりによる緑化促進
「実感・みどり事業者」が行う、緑陰や府民が憩える
緑化施設の整備等 6地区
みどりの風促進区域およびその周辺において街区単位
での地域の緑化プラン策定、緑化施設の整備等 4地区

【みどり推進室 06-6210-9558】

【都市計画室 06-6944-9274、06-6944-7459】

■子育て施設の内装の木質化の推進

[100, 400 千円]

(目的)

保育所や幼稚園の子育て施設の床や壁といった内装の木質化を進めることで、子どもたちの健やかな成長を育むとともに、木材利用を促進し、木質化の効果をPRすること。

(内容)

内装の木質化を実施する幼稚園及び認可保育所（認定こども園を含む）に対して補助を行います。

子どもの育成環境に良い効果を与え、森林の大切さや木材に対する理解を深める「木育」の促進を図るとともに、木材利用の拡大により森林の手入れが進むという流れが形成されることで、良好な森林環境の保全につながります。



保育所の内装木質化

<2017年度取組指標>

- ・子育て施設の内装木質化 40園

【みどり推進室 06-6210-9556】

魅力ある景観の形成

■府道緑化事業

[836, 749 千円]

(目的)

都市の景観形成や環境改善等多様な役割を果たす街路樹を、適切に維持管理を行い、良好な道路環境整備を推進すること。

(内容)

劣化や腐朽による倒木や枝折れ、道路構造との不適合による根上がり等を引き起こす可能性のある街路樹については、大阪府都市基盤施設長寿命化計画に基づき、路線の重要度、樹木の健全度、植栽基盤の状況などから優先順位を設定し、順次樹木更新を実施します。また、定期的な点検を行うことで、倒木や枝折れの発生を予防し、良好な道路環境の創出に努めます。

<2017年度の取組指標>

- ・街路樹の更新・補植 高木：810本 低木：1,720本



府管理道路の街路樹整備状況の例（箕面摂津線）

【都市計画室 06-6944-9314】

■美しい景観づくり推進事業

[697 千円]

(目的)

「大阪府景観計画」等に基づく規制誘導や府民・事業者・行政等との会議、景観資源の情報発信等により府内の景観の向上を図ること。

(内容)

「大阪府景観計画」に基づく規制や、府民・事業者・行政による「大阪美しい景観づくり推進会議」の運営、景観資源を再発見し国内外に大阪の魅力を発信する「ビュースポット景観形成」の取組み等を行います。

また、景観上優れた建物等を顕彰する「大阪都市景観建築賞」を、建築関係団体等の協賛を受け、大阪市および建築関係団体と共同で行います。

<2017年度の取組指標>

- ・「大阪美しい景観づくり推進会議」の開催
- ・「大阪都市景観建築賞」の実施



日根荘大木の景観

【建築指導室 06-6210-9718】

歴史的・文化的環境の形成

■ 指定文化財等の保全・活用と次世代への継承

[11,125 千円]

(目的)

大阪府の誇る指定文化財等の貴重な文化遺産を適切に保存・活用するとともに、これを確実に次世代に継承することによって、郷土への誇りや伝統・文化を尊重する心をはぐくむこと。

(内容)

大阪府内に所在する各種文化財の把握に努め、特に価値が高いものについては、文化財指定等による保存の措置を講じます。また永くこれを伝えていくため、必要な修理や防災設備の新設・点検・改修等が滞りなく進められるよう、専門の見地からの技術的支援を行うとともに、必要な場合は補助事業として財政的支援を行います。



有形文化財（建造物）

おのしんじや
男神社本殿

<2017 年度 of 取組指標>

- ・文化財指定、登録の推進 6件
- ・文化財保存修理等補助事業 10件

【教育庁文化財保護課 06-6210-9900】

暮らしやすい快適な都市環境の確保（騒音・振動の防止）

■ 騒音・振動の防止

[12,926 千円]

(目的)

工場・事業場、建設作業及び道路等からの騒音・振動を防止し、生活環境の保全を図ること。

(内容)

幹線道路沿道における騒音に係る環境基準の達成状況を把握し、関係機関と連携して低騒音舗装等の騒音対策の推進を図ります。また、大阪国際空港及び関西国際空港の周辺地域における航空機騒音に係る環境基準の達成状況を把握し、関係機関に対策の推進を働きかけます。

また、工場及び建設作業等の騒音・振動の規制権限を有する市町村において規制・指導の徹底が図られるよう、必要な技術的支援を行います。

さらに、子ども施設における騒音等の苦情を未然に防止し、施設と地域との共生を応援するため、平成28年度に作成した環境配慮手引書を用いて啓発を実施します。

<2017 年度 of 取組指標>

- ・自動車騒音調査 10 町村域について実施
- ・航空機騒音調査（大阪国際空港周辺：通年3地点、短期2地点、関西国際空港周辺：短期2地点）
- ・市町村研修会 年間3回開催

【参考】自動車騒音に係る環境基準の達成率：94.2%（2014 年度）



自動車騒音の測定

【環境管理室 06-6210-9588】

■沿道環境改善事業

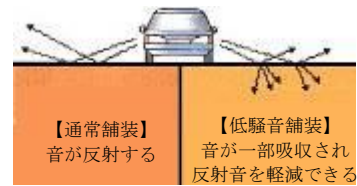
[20,000 千円]

(目的)

府が管理する道路において、騒音対策として低騒音舗装（排水性舗装）を実施し、沿道の環境改善を図ること。

(内容)

環境基準の達成状況が悪い区間（騒音対策区間）において、路面の損傷状況に応じた補修を行う際に、低騒音舗装（排水性舗装）を実施することにより、騒音の低減を図り沿道環境を改善します。



低騒音舗装による騒音対策

<2017 年度の実施指標>

- ・ 予定路線：国道 307 号、大阪中央環状線 等

【交通道路室 06-6944-9291】

暮らしやすい快適な都市環境の確保（ヒートアイランド現象の緩和）

■クールスポットモデル拠点推進事業

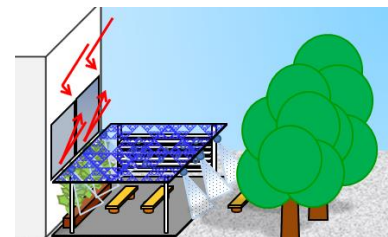
[8,000 千円]

(目的)

屋外空間における夏の昼間の暑熱環境の改善を図ること。

(内容)

府域におけるクールスポットの増加を目指し、モデルとなる先進的なクールスポットを整備する事業を民間事業者から公募し、緑化と併せ、遮熱塗装やミスト発生器等の整備に係る費用の補助を行います。



クールスポット(イメージ)

<2017 年度の実施指標>

- ・ 新たなクールスポットを創出 2 件

【エネルギー政策課 06-6210-9553】

暮らしやすい快適な都市環境の確保（悪臭の防止）

■ 悪臭防止規制指導に関する市町村支援

[18 千円]

（目的）

悪臭規制事務を担当する府内の市町村が適正な悪臭規制を推進できるよう市町村への支援を行うこと。

（内容）

市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せの対応や悪臭防止法施行状況調査の取りまとめを通して、悪臭規制事務で市町村が苦慮している点や府内の悪臭苦情の現状を把握します。

そのうえで市町村職員を対象に研修会を開催し、臭気測定実習等の技術的支援を行うほか、各市町村での悪臭苦情事例等の情報共有や意見交換の場を設けることで、事務の処理方法や悪臭苦情の対応方法等の習得を支援します。

なお、近年の悪臭苦情は工場から発生する単一の匂い物質のほか、飲食店等から発生する様々な匂い物質が入り混じったいわゆる複合臭の事例が多いことから、これまでの特定悪臭物質規制に代わり、府民の悪臭に対する被害感覚と一致しやすい「臭気指数規制」を市町村が導入するよう、情報提供などの支援を実施します。

〈2017 年度の取組指標〉

- ・市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せへの対応。
- ・悪臭防止法施行状況調査の取りまとめ。
- ・市町村悪臭規制担当職員研修会の実施（年 1 回）。

【環境管理室 06-6210-9581】



研修会での臭気測定の実習の様子

暮らしやすい快適な都市環境の確保（良好な住環境の確保）

■ 地盤沈下対策に係る規制指導

[3,460 千円]

（目的）

地盤沈下を未然に防止するため、工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく地下水採取の規制等を行うこと。

（内容）

工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく許可の審査のほか、地下水採取の実態を把握するため、地下水の採取量について報告の徴収を行い、必要に応じ事業者に対し指導を実施します。

また、府内の地盤沈下の状況を把握するため、計 15 カ所の地盤沈下観測所において地盤沈下量と地下水位の観測を行います。

〈2017 年度の取組指標〉

- ・工業用水法に基づく許可、地下水採取量報告徴収
- ・地盤沈下量、地下水位の観測（15 ヶ所）

【参考】工業用水法に基づく許可件数 79 件（2015 年度末）

地下水採取量報告徴収対象件数 1,716 件（2015 年度末）



地盤沈下・地下水位観測所

【環境管理室 06-6210-9579】

[]内の数字は 2017（平成 29）年度当初予算額

IV 施策推進にあたっての視点

2017年度の施策・事業の例示と取組指標

産業のグリーン化

■環境技術コーディネート事業

[2,904千円]

(目的)

大阪発の優れた環境技術の普及を通じて環境保全を推進すること。

(内容)

(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所では、先進的な環境技術・製品を技術評価し、高い評価を受けたものについては「おおさかエコテック」の称号を授与し、ホームページ・メールマガジンやセミナー・展示会等を通じその普及を支援するなど、大阪府内の中小・ベンチャー企業に対し環境分野の支援を行います。



おおさかエコテック
ロゴマーク

(このロゴマークは、高い評価を受けた環境技術・製品に使用が認められます。)

<2017年度取組指標>

- ・おおさかエコテック技術評価 5件
- ・セミナー開催・展示会出展等 4回
- ・メールマガジンの発行 25件

【環境農林水産総務課 06-6210-9543】
(実施：地方独立行政法人
大阪府立環境農林水産総合研究所)

環境関連産業の成長促進

■新エネルギー産業電池関連創出事業

[21,088千円]

(目的)

大阪・関西の電池関連産業(蓄電池、水素・燃料電池、太陽電池)における事業化を促進し、国際競争力を高めるため、府内企業による研究開発や試作開発・実証などの取り組みに必要な経費の一部に対して補助を行うもの。

(内容)

- ・蓄電池、水素・燃料電池、太陽電池の新たな用途(アプリケーション)・市場開拓に向けて、商品化が期待できる先進的な技術や取組について、その研究開発・実証経費等の支援を行うことで事業化につなげる。



農業用マルチコプターの
高出力バッテリー

<2017年度取組指標>

- ・採択企業毎に2回以上/年のフォロー

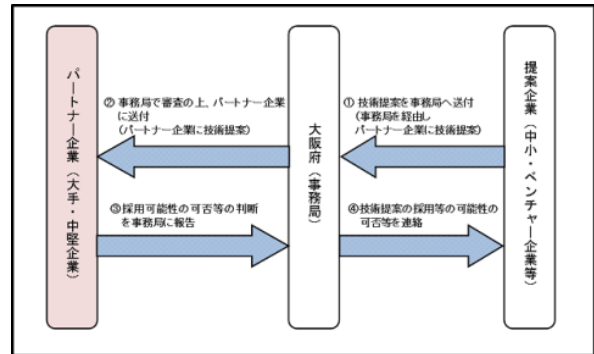
【新エネルギー産業課 06-6210-9485】

■大阪スマートエネルギープロジェクト推進事業

[2,742千円]

(目的)

優れた技術を有する中小企業とスマートエネルギー関連の大手・中堅企業をマッチングすることにより、中小企業の新エネルギー産業への参入の後押しをするとともに、大手・中堅企業のオープンイノベーション（自社の技術だけでなく他社や大学等が保有する技術・研究成果を取り入れて新製品・新技術を生み出すこと）などを促進し、大阪産業の活性化を図ること。



マッチングのスキーム

(内容)

- ・スマートエネルギー関連大手・中堅企業で構成する技術マッチングプラットフォーム「大阪スマートエネルギーパートナーズ」を運営。
- ・中小企業（技術提案企業）の技術シーズを、「大阪スマートエネルギーパートナーズ」構成企業（パートナー企業）に提案・技術マッチングを行うことにより、大手・中堅企業のイノベーションを促進するとともに、中小企業の優れた技術シーズの製品化を加速。
- ・技術マッチングを促進、企業への事業化出口アドバイス支援を強化するため、工学的知識や企業コンサル等の知見を有する専門アドバイザーを配置。
- ・中小企業支援団体、金融機関と連携し、スマートエネルギー分野に活用可能な中小企業の優れた技術シーズを掘り起こし。

<2017年度の取組指標>

- ・企業訪問件数 100件/年

【新エネルギー産業課 06-6210-9485】

地域主権の確立・広域連携の推進

■市町村への権限移譲における技術的支援

[- 千円]

(目的)

府民に身近な自治体である市町村が、地域の実情に応じて、自らの責任と判断のもと、環境対策を実施できるよう、大阪発地方分権改革ビジョン（2009年3月）に基づき、府が有する環境分野の規制権限の市町村への移譲を進めること。

(内容)

府から移譲する権限を各市町村が適切かつ円滑に行使できるよう、府は、ヒアリング等により各市町村の要望の把握や情報交換に努め、統一的な法令の運用・解釈の提示、立入検査への同行による現場対応支援、市町村職員を対象にした研修会・勉強会の開催、研修生の受け入れ等、各市町村の要望に応じた技術的支援を行います。



市町村職員を対象にした実務研修

<2017年度の取組指標>

市町村を対象にした技術的支援

- ・権限移譲市町村を集めての連絡会議を実施
- ・市町村からの希望があれば、研修生を受け入れ
- ・実務研修の実施（5回程度）
- ・市町村からの要望に応じた立入検査への同行（10回程度）

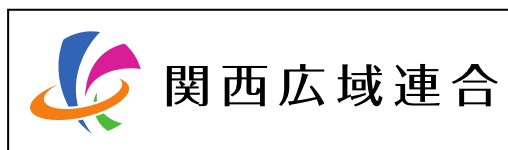
【環境管理室 06-6210-9581】

（目的）

関西広域連合での温室効果ガス削減のための取組みや府県を越えた鳥獣保護管理の取組み等の広域的な環境保全の対策を推進すること。

（内容）

地球環境問題に対応し、持続可能な社会を実現する関西を目指すため、「再生可能エネルギーの拡大と低炭素社会づくりの推進」及び「自然共生型社会づくりの推進」の取組みを拡充するとともに、「循環型社会づくりの推進」、「環境人材育成等の推進」の取組みを新たに実施します。具体的には、温室効果ガスの排出削減に係る住民や事業者に対する啓発事業として、省エネのはたらきかけや関西エコスタイルキャンペーンを実施するとともに、再生可能エネルギーの導入促進、電気自動車や燃料電池自動車の普及促進事業等、広域的な温室効果ガス削減対策の取組みを進めます。また、広域的に移動し被害が発生しているカワウについて、「関西地域カワウ広域管理計画」に基づき、生息動向及び被害防除に関する調査を実施します。ニホンジカについては、被害状況の把握や広域的な対策の検討、モデル地域での実践を行い、効果的・効率的な被害対策を進めます。



関西広域連合シンボルマーク

＜2017年度の取組指標＞

（温暖化対策）

- ・地域における再生可能エネルギー導入の担い手となる人材を育成するための研修会等を実施する。
- ・関西エコスタイルキャンペーン等を実施する。
- ・電気自動車や燃料電池自動車と観光地の風景等を撮影した写真コンテストの開催等により、電気自動車等の普及促進を図る。

（生態系の保全）

- ・カワウの生息動向及び被害防除に関する調査を実施し、地域毎の被害対策の推進につなげる
- ・ニホンジカによる被害の広域的な把握を行い、広域的な捕獲体制の検討やモデル地域でニホンジカの効果的・効率的な被害対策を進めるための人材育成研修を実施。

- 【環境農林水産総務課 06-6210-9543】
- 【エネルギー政策課 06-6210-9549】
- 【環境管理室 06-6210-9586】
- 【動物愛護畜産課 06-6210-9619】
- 【新エネルギー産業課 06-6210-9485】
- 【地域主権課 06-6941-1705】

[]内の数字は2017（平成29）年度当初予算額

V その他（共通的事項）

2017 年度の施策・事業の例示と取組指標

環境影響評価制度の推進

■ 環境影響評価制度

[653 千円]

（目的）

環境影響評価法及び大阪府環境影響評価条例に基づき環境アセスメント手続を行うことにより、大規模事業に係る環境保全について、適正な配慮がなされることを確保すること。

（内容）

環境影響評価法等の対象事業について、環境影響評価方法書・準備書等を審査し、環境保全の見地からの知事意見を述べます。

また、事後調査計画書の作成について事業者を指導するとともに、事後調査報告書の提出を受けて対象事業の実施による環境影響及び環境保全対策の履行状況を確認し、必要に応じ事業者に環境保全についての措置を講じるよう求めます。

〈2017 年度を取組指標〉

- ・環境配慮の事前検討やわかりやすいアセスメント図書の作成等に関する事業者への適切な指導

【参考】2015 年度：環境影響評価準備書の審査 1 事業、事後調査計画書の縦覧 1 事業、事後調査報告書の縦覧 7 事業



環境影響評価審査会による事業計画地の現地調査

【環境管理室 06- 6210-9580】

環境監視・調査研究

■ 大気汚染常時監視

[148, 147 千円]

（目的）

府域の大気汚染状況の常時監視、分析を行い、環境基準の適否など環境の現状を把握するとともに、健康被害等の未然防止を図ること。

（内容）

大気汚染測定局を整備するとともに国設測定局の維持管理を受託し、大気汚染状況を連続的に監視し、環境基準の適否を評価、公表します。また、光化学スモッグ注意報等の発令、周知を行い被害調査を行います。

また、大陸からの広域汚染が懸念される微小粒子状物質について、常時監視及び成分分析を行い、環境の現状を把握するとともに、高濃度が予想される場合に注意喚起を行います。（成分分析は、（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所により実施。）

長期間の暴露により健康被害が懸念される有害大気汚染物質について、汚染状況の把握のための調査を実施します。（分析は、（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所により実施。）

健康被害が懸念される石綿について、大気中濃度を経年的に監視します。

〈2017 年度を取組指標〉

- ・大気汚染常時監視局 28 局（国設局 2 局を含む）
- ・微小粒子状物質監視 26 局（国設局 2 局を含む）、成分分析 3 地点
- ・有害大気汚染物質モニタリング 7 地点
- ・石綿環境モニタリング 4 地点



大気汚染の自動測定機

【環境管理室 06-6210-9621】

■ 公共用水域常時監視

[53,033 千円]

(目的)

公共用水域及び地下水の水質を常時監視し、環境基準の適否など環境の現状を把握すること。また、環境省からの受託により大阪湾の水質等の調査を実施すること。

(内容)

河川及び海域における水質等の常時監視を行い、環境基準の適否を評価、公表します。

地下水質の常時監視(概況調査、継続監視調査、汚染井戸周辺地区調査)を行い、環境基準の適否を評価、公表します。

環境省からの受託により、大阪湾を含む瀬戸内海における水質汚濁、富栄養化の実態を広域的かつ統一的に把握するための調査のうち、大阪湾の調査を行います。



河川の調査風景

<2017年度の取組指標>

- ・河川(水質 57 地点、底質 29 地点)、
- ・海域(水質 15 地点、底質 15 地点)、
- ・地下水質(概況調査 24 地点、継続監視調査 54 地点)
- ・環境省受託調査 大阪湾海域(水質 7 地点、底質 2 地点、マクロベントス(底生生物) 2 地点)

【環境管理室 06-6210-9621】

■ ダイオキシン類常時監視

[17,618 千円]

(目的)

ダイオキシン類について、府内の環境状況を継続的に把握すること。

(内容)

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、河川・海域(水質、底質)、地下水質、土壌のダイオキシン類の常時監視を行い、府内の汚染状況を把握します。



大気試料の採取風景

<2017年度の取組指標>

- ・大気 11 地点、河川水質・底質 26 地点、海域水質・底質 5 地点、
- 地下水質 10 地点、土壌 10 地点

【環境管理室 06-6210-9621】

■ 公害審査会

[206 千円]

(目的)

公害紛争処理法に基づき、知事の附属機関として公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁等を行う機関である公害審査会を運営し、中立的な立場で当事者の間に立ち、問題の解決を図ること。

(内容)

府民・事業者等からの調停申請を受けて調停委員会を設置。調停は、当事者同士の話し合いによる紛争の解決を図るもので、公害紛争処理法に基づく申請があれば遅延なく調停手続を進めます。

また、公害審査会全体会議を開催し、審査会委員が係属中の公害調停の進捗状況について意見交換を行います。



公害審査会全体会議

<2017 年度の取組指標>

・公害紛争処理法に基づく申請があれば中立公正な立場から、紛争の解決に努めます。

【参考】(2016.12.1 現在)

2016 年度 係属中 6 件 終結 3 件

2016 年度 新規受付件数 4 件

【環境管理室 06-6210-9574】

[]内の数字は2017(平成29)年度当初予算額